

改訂

# 湖南省屋外広告物ガイドライン

## ～美しい景観づくりのために～



湖 南 市



<b>はじめに</b> . . . . .	<b>1</b>
<b>第1章 屋外広告物について</b> . . . . .	<b>2</b>
1. 屋外広告物とは . . . . .	2
2. 主な屋外広告物の種類 . . . . .	3
3. 屋外広告物表示の手続き . . . . .	4
<b>第2章 共通ガイドライン</b> . . . . .	<b>5</b>
1. 市全体の基準 . . . . .	5
(1) 全ての地域に共通する基準 . . . . .	5
(2) 色彩基準 . . . . .	6
(3) 屋外広告物等のデザインコントロール . . . . .	8
2. 禁止広告物 . . . . .	10
3. 禁止物件 . . . . .	10
<b>第3章 地域ごとの基準について</b> . . . . .	<b>11</b>
1. 規制地域の種別 . . . . .	11
2. 許可の基準 . . . . .	13
3. 適用除外広告物 . . . . .	23
(1) 適用除外広告物 . . . . .	23
(2) その他、運用上の規定 . . . . .	24
<b>第4章 許可申請の手続き</b> . . . . .	<b>25</b>
1. 申請の流れ . . . . .	25
2. 許可の期間および手数料 . . . . .	26
3. その他の関係法令 . . . . .	27
4. 管理者 . . . . .	28
5. 管理義務、除却義務 . . . . .	28
6. 違反広告物の対策 . . . . .	29
7. 経過措置 . . . . .	30





## はじめに

湖南省では、屋外広告物法の規定に基づき、湖南省屋外広告物条例を制定しました。

条例は、湖南省景観計画※に即した景観形成を図るため、本市の特性を踏まえ、屋外広告物について必要な規制を行い、良好な景観形成かつ風致の維持、または公衆に対する危害を防止するものとなっています。

このガイドラインは、屋外広告物に対する規制基準にご理解とご協力をいただき、市民や事業者の皆さんと共に協働による景観まちづくりを進めていくため、条例の内容をわかりやすく解説したものです。

※湖南省景観計画：景観法第8条第1項の規定に基づく法定の景観計画（平成26年12月26日告示）

## 広告主および広告業者の方へ

- ・ 屋外広告物を設置しようとする方は条例の規定している地域区分ごとの基準や手続き方法を守り、周囲の景観との調和に努めてください。
- ・ 広告業者の方は広告主と連携し、条例の規定している基準等を守り、そのための適正な措置を講じるよう努めてください。

※屋外広告物の設置業務を発注する場合は、滋賀県の登録業者から選定してください。

※滋賀県内で屋外広告業を営もうとする方は、知事の登録を受けなければなりません。登録した営業所には、法令の遵守・安全の確保・帳簿の記録等を担う業務主任者を置くことが義務付けられています。詳細は滋賀県都市計画課にお問い合わせください。

## 第1章 屋外広告物について

### 1. 屋外広告物とは（条例による規制の対象となるもの）

営利を目的とする商業的な広告だけでなく、非営利的なものであっても、次の4つの要件を全て満たしているものであれば、その表示する内容の如何に関わらず、屋外広告物法に基づく屋外広告物となります。

#### ① 常時または一定の期間継続して表示されるものであること

- ・建物その他の工作物などに定着して表示されたもの。
- ・夜間のみ表示する広告物など、表示時間を限定する場合も屋外広告物に該当します。

**<街頭などで散布するビラやチラシなどは、屋外広告物には該当しません。>**

#### ② 屋外で表示される（建築物などの外側にある）ものであること

- ・建築物などの外側に表示されるもの。

#### ③ 公衆に表示されるものであること

- ・屋外の不特定多数の公衆に対して表示するもの。

**<駅構内やバス内など特定の人々へ表示されるものや、建築物などにより閉鎖された中庭・空間に表示されるものは屋外広告物に該当しません。>**

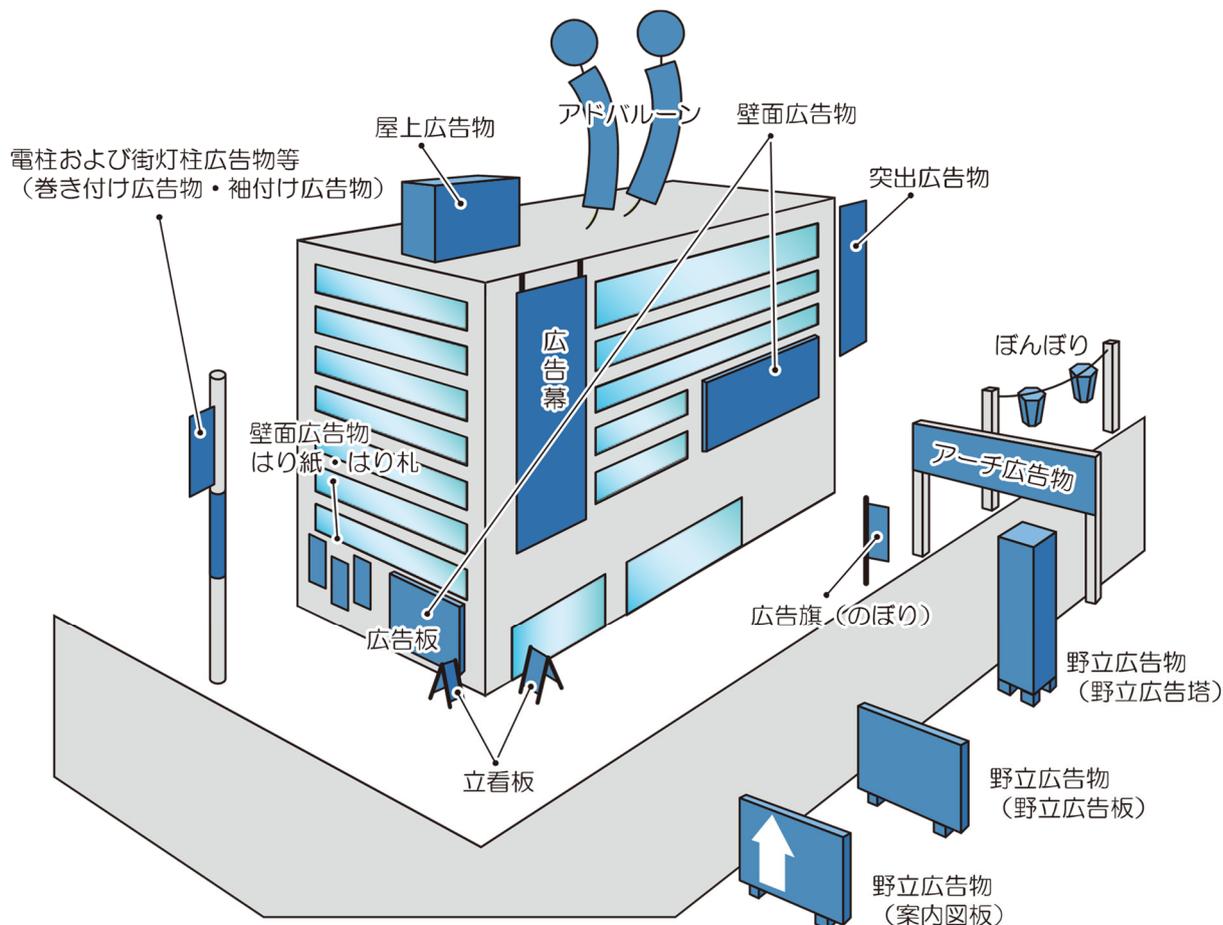
#### ④ 看板、立看板、はり紙およびはり札ならびに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、または表示されたものならびにこれらに類するものであること

- ・文字・意匠・デザインなどの一定のイメージなどが表示されているもの。
- ・塀、岩石、樹木などを利用して表示、掲出したもの。

**<単なる照明やネオン、概念を伝えているとは認められない単なる壁面の色などは屋外広告物に該当しません。>**



## 2. 主な屋外広告物の種類



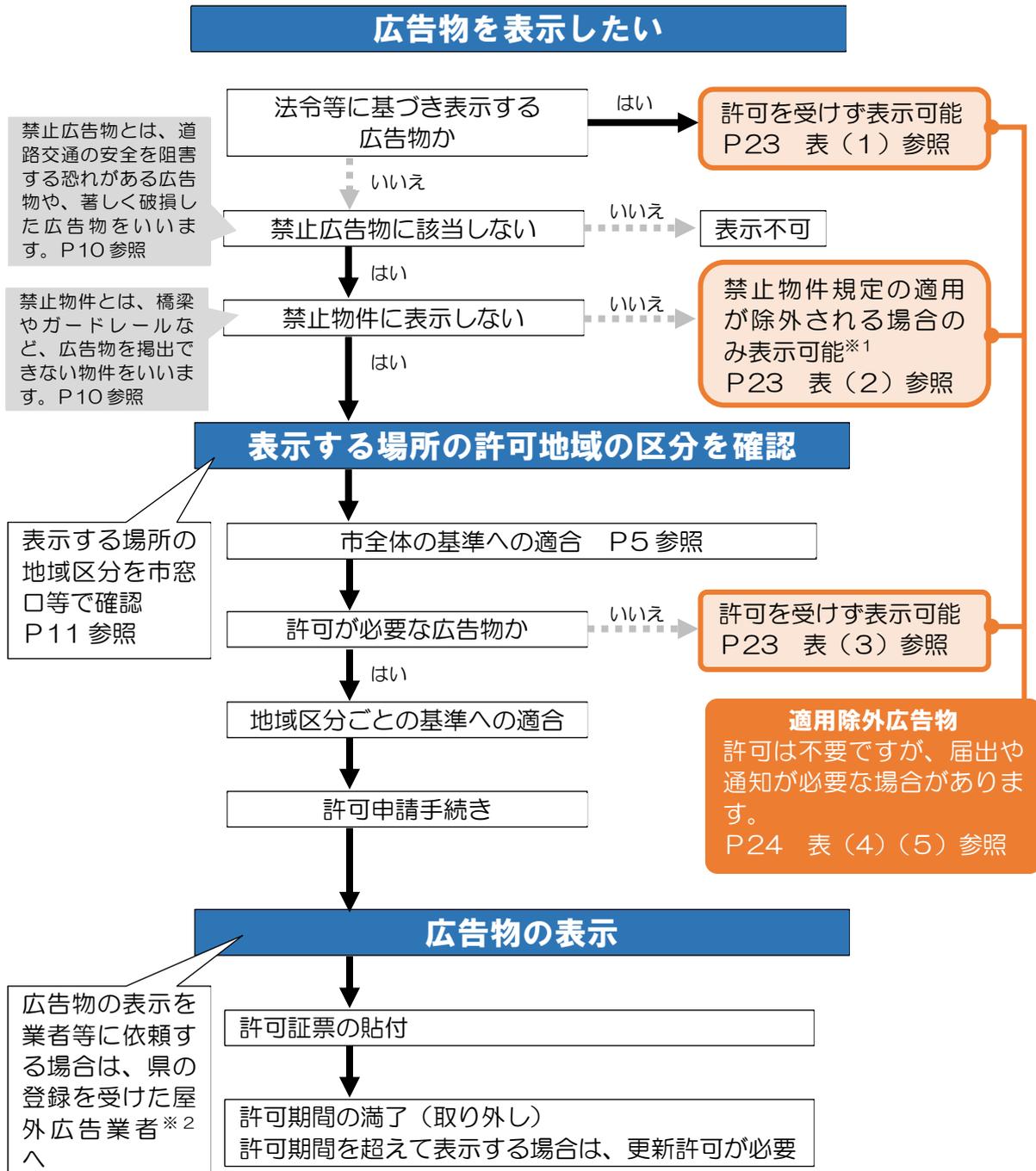
種類	定義
広告板および広告塔	木または金属等の耐久性のある材料を使用して作製され、堅ろうな構造を持つもので、土地に建植され、または建築物その他の土地に定着する工作物に固定されるもの
立看板 (スタンド型立看板を含む。)	工作物その他の物件に立て掛けられ、または独立して立つもので、容易に移動させることができるもの
広告旗 (のぼり) (これを支える台を含む。)	工作物その他の物件に取り付けられ、または独立して立つもので容易に移動または取り外すことができるもの
はり紙 (つり下げるものを含む。)	紙等を使用して作製されたもので建築物その他物件にはりつけるもの
はり札	板等にはり紙をはり、または板等に直接印刷したもののうち、建築物その他の工作物等に取り付けられるもので、容易に取り外すことができるもの
電柱および街灯柱広告物ならびにこれらに類するもの	木または金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものを電柱および街灯柱広告物ならびにこれらに類するものに取り付けて表示するもの
アーチ広告物	木または金属等の耐久性のある材料を使用して作製され、道路を横断して建植されるもの
広告幕	建物その他を利用して布または網に広告内容を掲げて表示するもの
アドバルーン	気球を掲揚し、またはその下に広告網をつけて表示するもの
ぼんぼり	布または木等の材料を使用して作製したものまたはこれに広告内容を添加して表示するもの

### 3. 屋外広告物表示の手続き

市内の区域で屋外広告物を表示するときには、「湖南省屋外広告物条例」に規定する「きまり」を守ったうえで、行う必要があります。

条例では、禁止広告物や禁止物件、許可地域の区分・地域区分ごとの基準、手続きなどを定めており、広告物を表示する場所や物件、規模などにより、規制の内容や必要な手続きが異なります。

<屋外広告物表示までの流れ>



※1 他法令や地区計画、協定などによる手続きが必要な場合があります。  
P27「3. その他の関係法令」参照

※2 「県の登録を受けた屋外広告業者」は、滋賀県のウェブサイトに掲載されています。

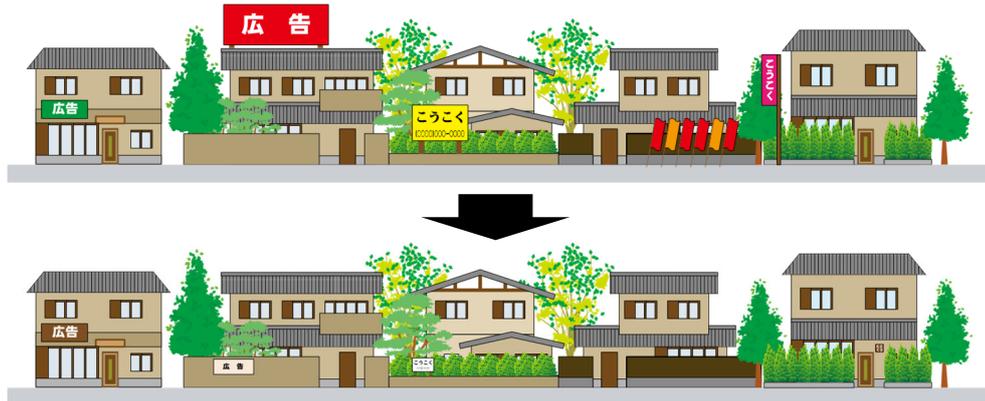
## 第2章 共通ガイドライン

全ての屋外広告物に共通するガイドラインを示します。

### 1. 市全体の基準

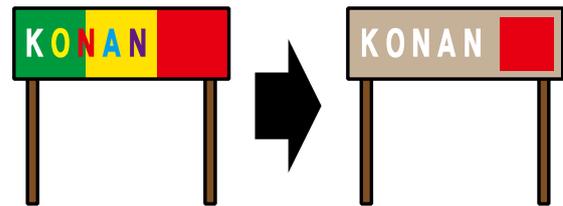
#### (1) 全ての地域に共通する基準 (全ての地域・全ての広告物における共通基準)

1. 都市および自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の環境に調和させること。



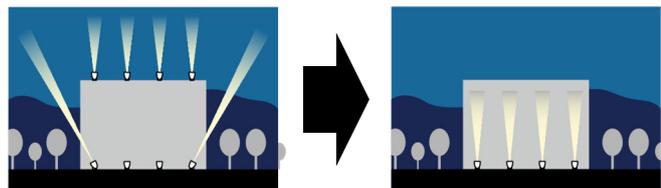
2. 色数を抑えるとともに、地色（表示面の2/3以上）は、高彩度の色彩※を使用しないこと。

※高彩度の色彩：ここでは「彩度10を超える」色彩をいいます。「彩度」とは、マンセル表色系における色彩の属性の1つで、色の鮮やかさを示すものです。P6参照



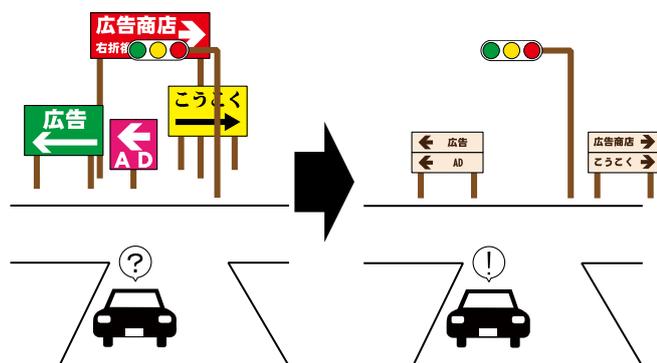
3. 蛍光および発光を伴う塗料または材料を用いないこと。

4. 照明を伴うものにあっては、照明の光および照明器具自体が周辺の景観または風致を害しないこと。



5. 電光表示板等その他の可変式照明（ネオン、LEDランプ、白熱電球、蛍光灯等による光源の運動ならびに光の明滅および照射方向の運動を伴う照明をいう。）にあっては、周辺の景観に影響を及ぼさないよう明るさを適切に管理し、その表示および点滅の速度は努めて緩やかなものとする。

6. 道路標識、信号機、交差点等の付近では、交通安全の妨げにならないようにすること。



## (2) 色彩基準

広告物の地色※<sup>1</sup>（表示面の2/3）については、「マンセル表色系」※<sup>2</sup>を用いて、使用できる色彩の範囲を定めます。

### ① 建築物に付属する広告物（壁面広告物・屋上広告物・突き出し広告物等）

壁面広告物など、建築物に付属する広告物は、建築物の外壁や屋根の基調色に関する景観形成基準に配慮し、地色に使用できる色彩の基準を設けます。

色相	彩度	明度
	上限値	下限値
0.1R~10G	8以下	3以上
0.1BG~10RP	5以下	3以上
無彩色	—	3以上

### ② 野立広告物

野立広告物は、その背景となる景観の多様性に配慮し、建築物に付属する広告物よりも鮮やかな色彩を使用できるように配慮しています。

ただし、基準の範囲内の色彩についても、周辺の景観の状況を考慮して、周囲の環境との調和への配慮を求めます（共通ガイドライン（一般基準）参照）。

また、G（緑色系）の色彩については、自然から連想される色ではありますが、山や農地などの自然な緑とは質感が異なり、特に彩度が高い場合、その人工的な色彩が自然の色の中で違和感を与える可能性が高いため、景観形成基準とは色相の区分を変えています。

色相	彩度	明度
	上限値	下限値
0.1R~10Y	10以下	3以上
0.1YG~10RP	6以下	3以上
無彩色	—	3以上

### 参考：色彩の景観形成基準（景観計画・景観条例）

#### ●外観および屋根の基調色

色相	① 野洲川および 国道1号周辺地区		② 一般地区			
			山地丘陵ゾーン		田園ゾーン・ 市街地ゾーン	
	彩度	明度	彩度	明度	彩度	明度
0.1R~10G	6以下	3以上	3以下	3以上	6以下	3以上
0.1BG~ 10RP	3以下	3以上	3以下	3以上	3以下	3以上
無彩色	—	3以上	—	3以上	—	3以上

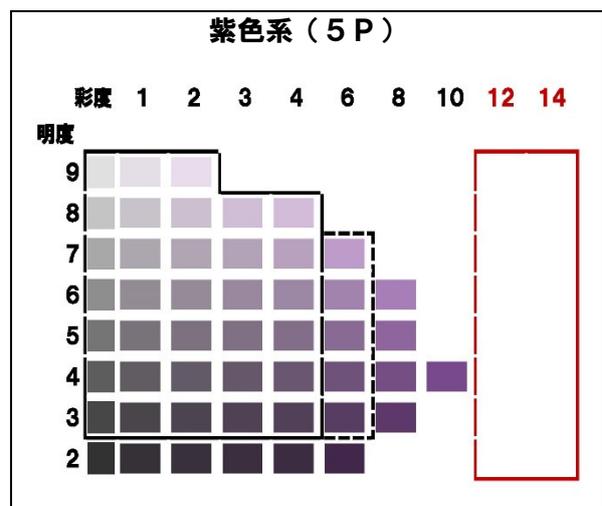
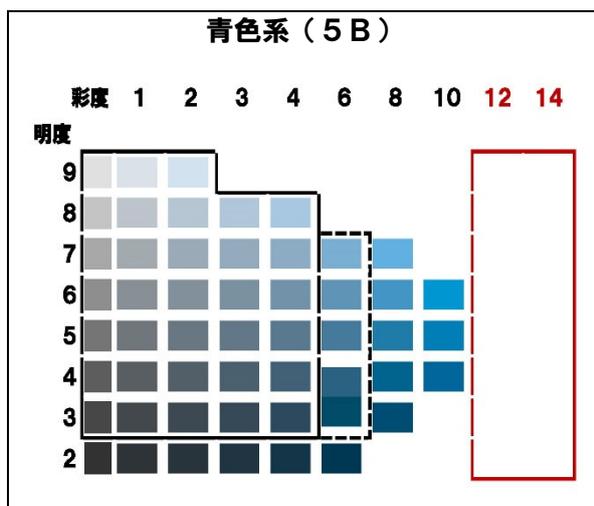
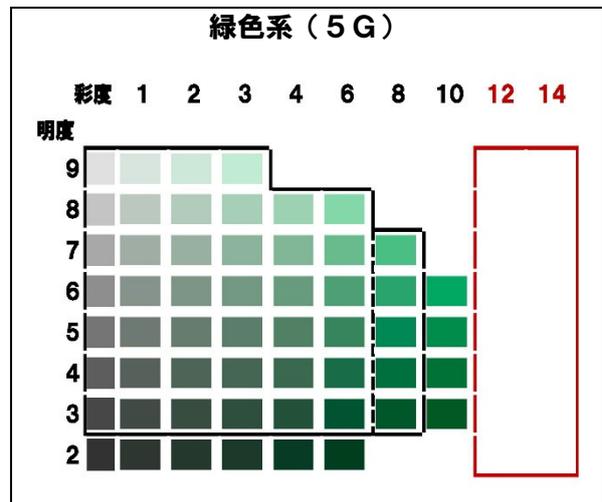
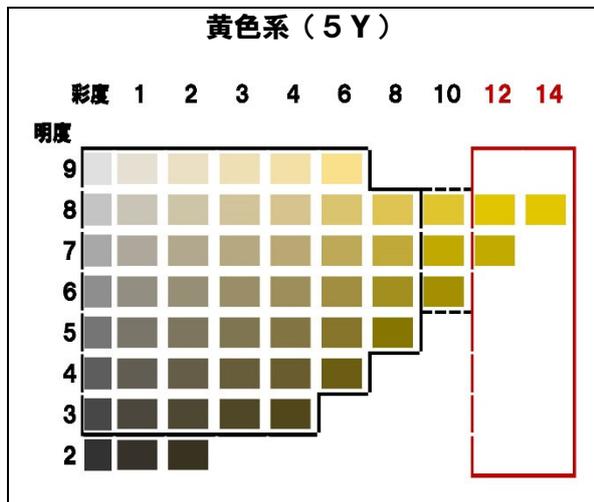
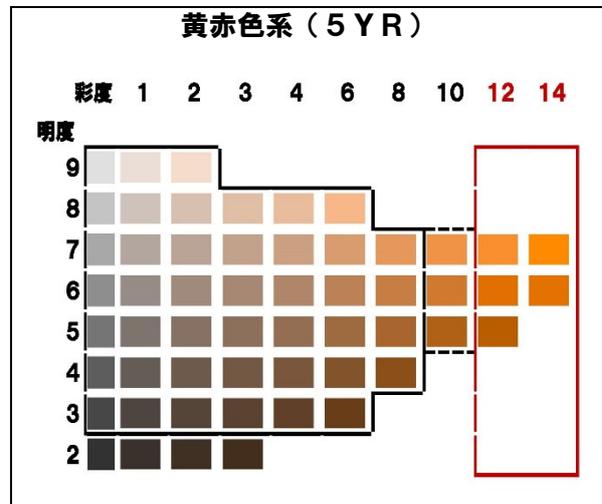
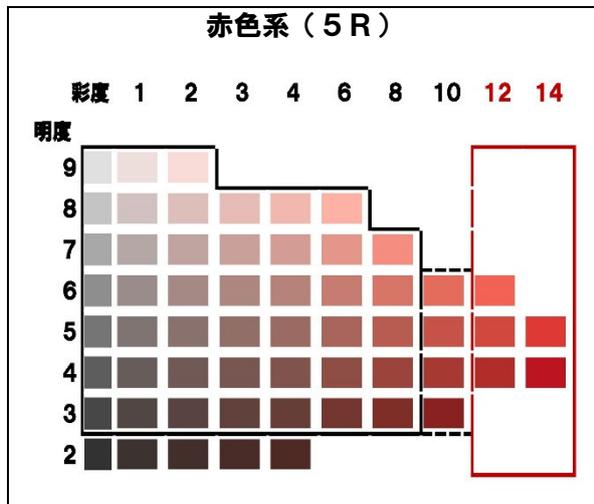
※<sup>1</sup> 地色：広告物の地となっている大きな割合を占める色（ベースカラー）。

※<sup>2</sup> マンセル表色系：アメリカのマンセル（A. H. Munsell 1858~1918）が考案した色の表示法。

「色相・明度・彩度」の三属性により、色彩を表現するものです。色相は、色の様相の相違であり、赤(R)、黄(Y)、緑(G)、青(B)、紫(P)等の色名によって特徴付けられます。彩度は色の鮮やかさ、明度は色の明るさの度合。色相と合わせて色の三属性といえます。マンセル値5G 5/10（ごじーごのじゅう）は、色相5G、明度5、彩度10を表しています。



- ◆黒実線枠：建築物に付属する広告物に使用できる色彩の例
- ◆黒破線枠：野立て広告物に使用できる色彩の例
- ◆赤実線枠：地色に使用できない色彩の例



※色票は、JIS標準色票 光沢版 【第8版 (JIS Z 8721 準拠)】 (日本規格協会 JIS 色票委員会 監修/発行: (財) 日本規格協会/製作: (財) 日本色彩研究所) を参考に作成しています。彩度 10 を超える Y・B・P の色相は表現されてお  
りませんが、実際には色として存在しています。  
色相の代表色を示したものであり、また、印刷によるもので正確な色彩ではないため、実際の色は色票により確認してくだ  
さい。

### (3) 屋外広告物等のデザインコントロール

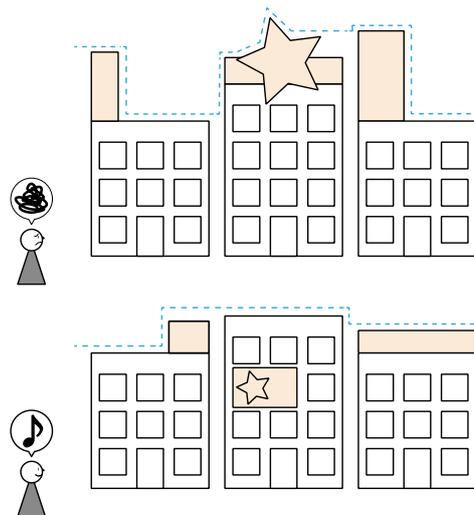
#### ■ 周囲の環境に調和した広告物に配慮しましょう。

屋外広告物は隣接する広告物や背景となる建物、まちなみと一緒に目に入ってくるものです。単に一事業者の広告として機能するのではなく、地域全体のイメージをつくる役割を担うものとなることを意識し、皆が気持ちよく生活できるように、地域に応じたデザインを心がけましょう。

#### ■ 広告物の特殊性を意識しましょう。

広告物は元来主張性が強く、インパクトのある形状や色彩が用いられることが多いものです。また、ものとしては「私有物」であり、その表現をどうするのかも広告主の自由な権利に委ねられています。

新聞やテレビ、雑誌等の広告の場合はサイズ的にも小さく、見たくなければ見ずに済ますことができるのですが、屋外広告物は、屋外にいれば見たくない人の目にも自然と入ってくるものです。こうした特徴を踏まえ、広告物を設置する目的だけにとらわれることなく、「公共景観の一部」となることを意識したデザインを行う必要があります。



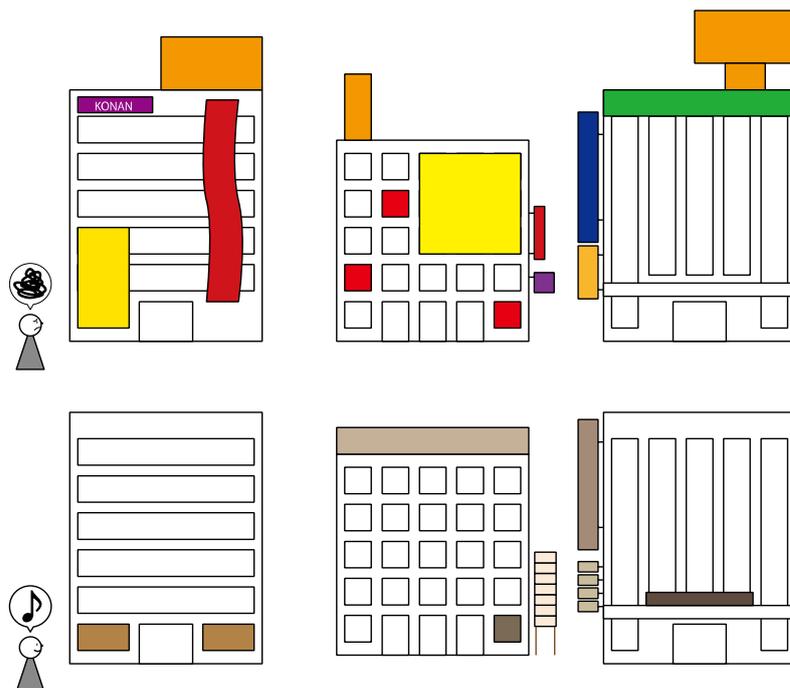
#### ■ 効果的な広告物づくりに取り組みましょう。

屋外広告物を設置する一番の目的は、目立たせることではなく、良好なブランドイメージをつくり、繰り返し来店・利用してくれる顧客を確保することにあります。

周辺の環境への配慮が十分ではない、目立つ色や大きさだけに依存した屋外広告物は、イメージダウンにもなりかねません。

また、1箇所に複数の異なる主体の屋外広告物を設置する場合などは、その形状や色、掲出内容のレイアウトや文字などがバラバラで統一されておらず、伝えたい情報が伝わりにくくなる可能性もあります。

それぞれの業種・業態、背景を含めた設置場所の状況を踏まえ、効果的な広告物づくりに配慮しましょう。



## ■ 読みやすさに配慮しましょう。

屋外広告物では文字と色彩の関係が周囲の景観にさまざまな影響を与えることになります。視認性・可読性\*に配慮し、“見る側”にとって読みやすい文字デザインとしましょう。

※視認性・可読性：視認性とはサインや文字などの存在の視覚的な認知のしやすさをいい、可読性とはサインなどの文字内容の読み取りやすさをいいます。

### ◆ 情報を絞り込みましょう。

広告物を出す側とすれば、伝えたい内容はたくさんあると考えられますが、通行している人が認識できる情報には限りがあります。要点をしっかりと伝えることができるよう、情報を序列化し整理することが大切です。

### ◆ 書体などを工夫し、見やすさ、読みやすさを確保しましょう。

屋外広告物で情報を伝えようとするとき、文字はその主役となります。日本では漢字・仮名文字・英数字が用いられ、レイアウトも横組み・縦組みが組み合わされることも多く、読み取りにくい傾向にあります。太い文字はインパクトがありますが、余白がつぶれて読みにくくなる場合があります。

書体のデザインは、地色や照明の状況などと総合的に配慮したデザインとしましょう。

文字と色の組み合わせは、設置する周囲との関係を十分考慮して検討することが必要になってきます。



#### <文字の可読距離>

視認距離と適切な文字の大きさの目安としては、以下の表の通りです。例えば、10mくらい離れて見る置き看板では、文字の高さは4cmあれば良いことになります。

視距離	和文の文字高	英文の文字高
遠距離(30m)	120mm 以上	90mm 以上
中距離(20m)	80mm 以上	60mm 以上
近距離(10m)	40mm 以上	30mm 以上
近距離(4~5m)	20mm 以上	15mm 以上
至近距離(1~2m)	10mm 以上	7mm 以上

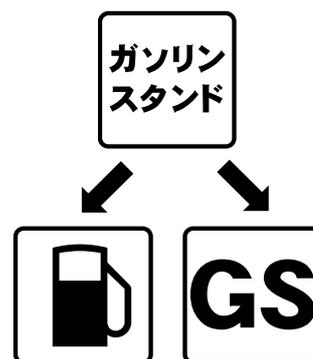
遠くから視認する吊下型等の誘導サインや位置サインなどは20m以上、近くから視認する自立型や壁付型等の案内サインなどは4~5m以下、案内サインの見出しなどは10m程度に視距離を設定することが一般的です。

(出典：公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン/国土交通省)

### ◆ ピクトグラム\*やシンボルマークなどを用いて、効果的に情報発信しましょう。

限られた表示面を効果的に使うために、文字による文章で表現する代わりに、ピクトグラムやシンボルマークなどの視覚的な図で表現することで、内容を直感的に伝達することができます。

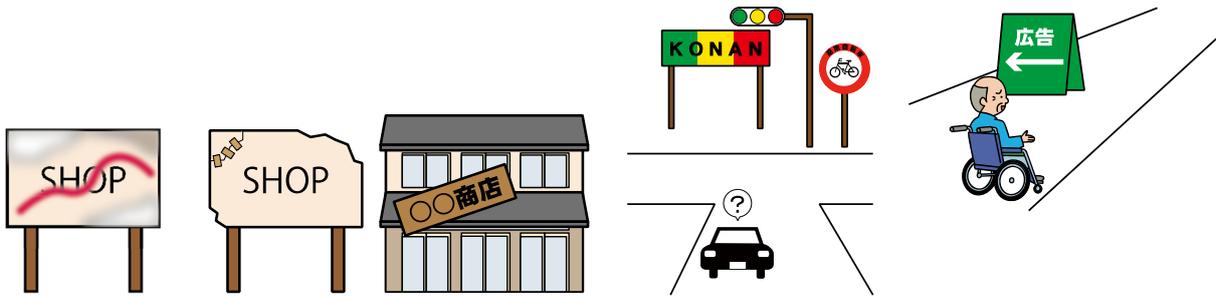
※ピクトグラム (Pictogram)：一般に「絵文字」「絵単語」などと呼ばれ、何らかの情報や注意を示すために表示される視覚記号(サイン)の一つ。地と図に明度差のある2色を用いて、表したい概念を単純な図として表現する技法が用いられます。



## 2. 禁止広告物

次のような屋外広告物は、市内全域において掲出できません。

- ① 著しく汚染し、退色し、または塗料等の剥離したもの
- ② 著しく破損し、または老朽したもの
- ③ 倒壊または落下のおそれがあるもの
- ④ 信号機または道路標識等に類似し、またはこれらの効用を妨げるようなもの
- ⑤ 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの



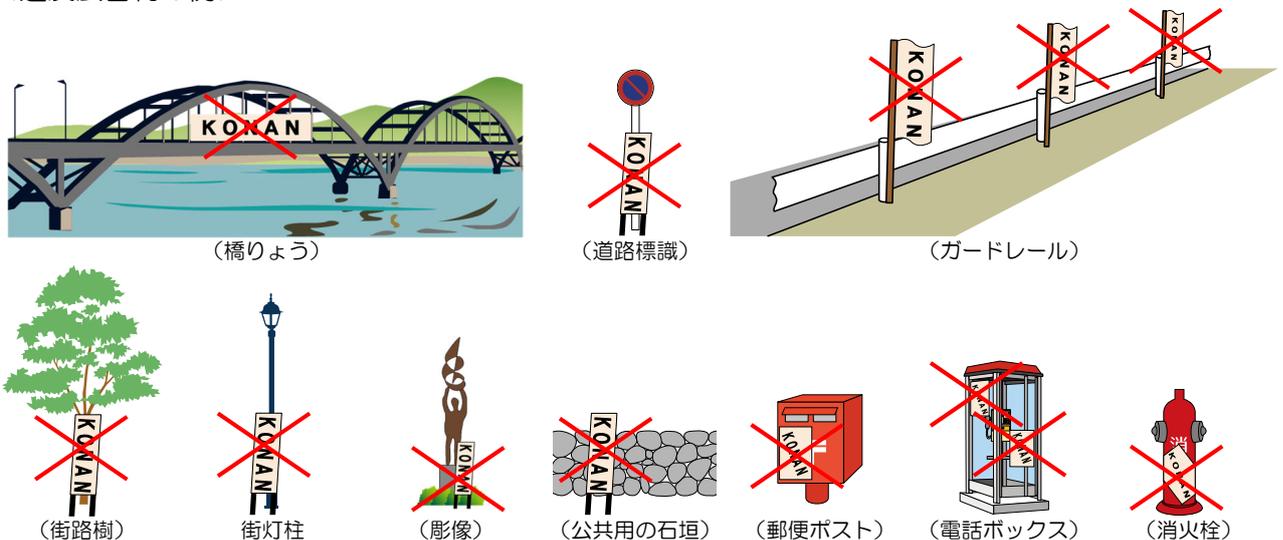
<交通安全の観点からの補足説明>

信号や道路標識の周囲や、その背後に屋外広告物を表示・掲出しようとする場合は、規模や位置、色彩等に注意して、交通安全の妨げにならないようにする必要があります。道路については、車道だけでなく、歩道上にも交通安全の妨げになる広告物は掲出することは出来ません。

## 3. 禁止物件

公共構造物	橋りょう、トンネル、高架構造物など
道路関係	道路の路面、信号機、道路標識、交通安全施設（ガードレール、デリネーター等）、駒止めの類、里程標の類、街路樹、路傍樹など
文化的物件	彫像、記念碑、景観重要建造物および景観重要樹木など
公共的物件	公共用の石垣・擁壁の類、郵便ポスト、電話ボックス、公衆便所、消火栓、防火水槽およびその防護柵、火災報知機、火の見やぐら、送電用鉄塔、送受信塔、照明塔、煙突、ガスタンク、水道タンク、その他タンク類

<違反広告物の例>

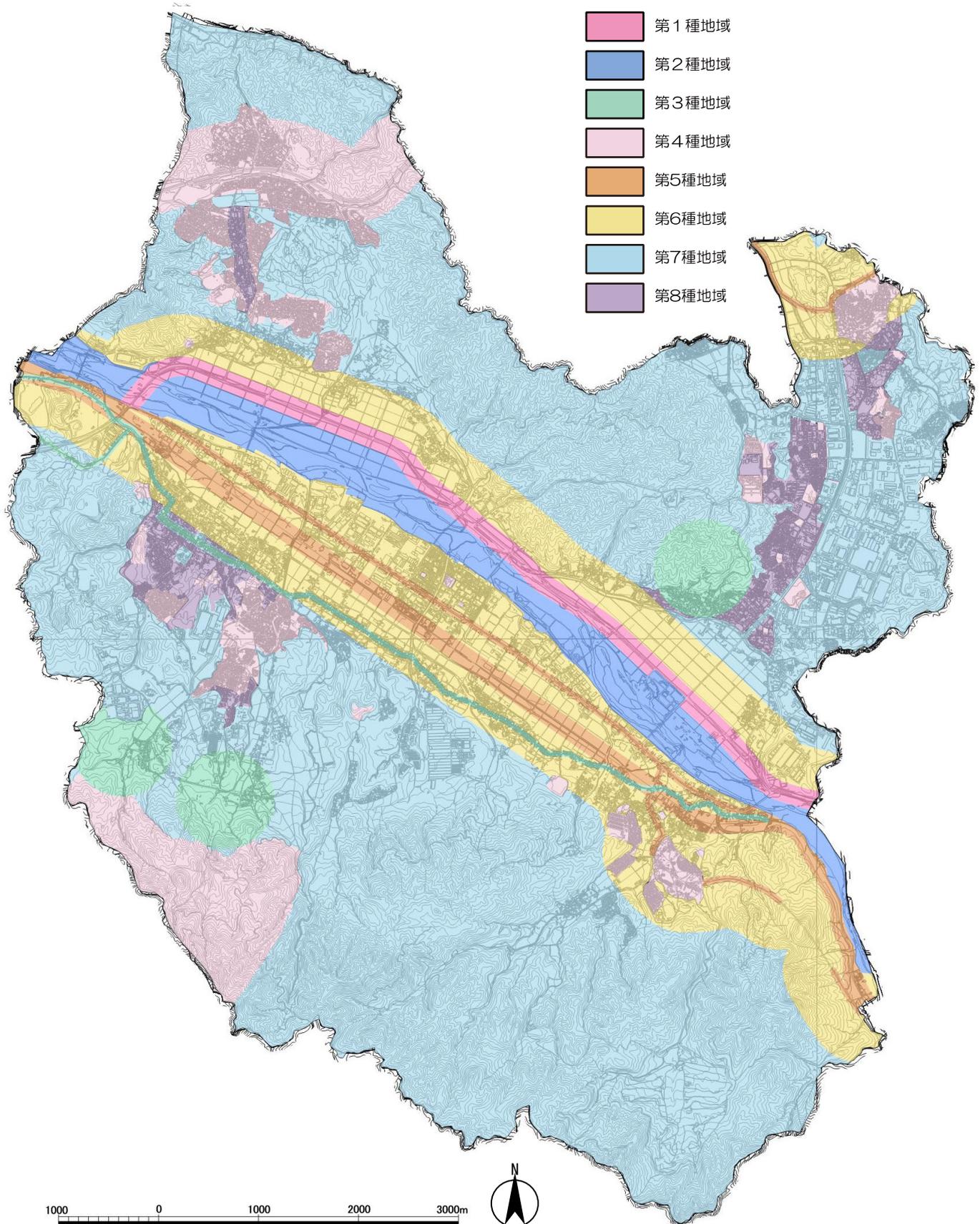


※電柱、街灯柱その他これらに類するものには、巻付け広告物や袖付け広告物は掲出可能ですが、はり紙、はり札、立看板、広告旗、その他これらに類するものを表示してはいけません。

# 第3章 地域ごとの基準について

## 1. 規制地域の種別

許可区域（湖南省全域）に掲出する場合は、原則として許可が必要です。  
地域の範囲について、詳しくは都市政策課に備え付けの図書でご確認ください。



【地域区分一覧】

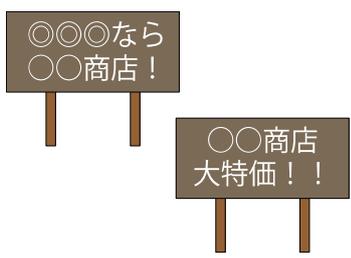
<p><b>第1種地域</b></p>	<p>国道1号（石部大橋交差点から栗東市境までの間を除く）の道路中心線から両側100mの地域（岩根地区地区計画の範囲を除く）</p>	
<p><b>第2種地域</b></p>	<p>湖南市景観計画に定める重点地区野洲川及び国道1号周辺地区から第1種地域の区域を除いた地域</p>	
<p><b>第3種地域</b></p>	<p>湖南三山（長寿寺・常楽寺・善水寺）の国宝のうち、最も主要な建築物の中心から半径500mの地域（ただし常楽寺周辺については、都市計画法の規定により定められた工業地域の区域を除く） 旧東海道と旧東海道の道路境界から両側25mの地域</p>	
<p><b>第4種地域</b></p>	<p>第1種・2種低層住居専用地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区および伝統的建造物群保存地区 国宝および重要文化財、県指定および市指定文化財の建造物の周囲で、市長が特に指定する地域 史跡、名勝、天然記念物に指定され、または仮指定された地域で、市長が特に指定する地域 市民農園、都市公園等、古墳および墓地 保安林として指定された森林のある地域のうち市長が特に指定する区域 原生自然環境保全地域および自然環境保全地域（市長が指定する区域を除く。） 滋賀県自然環境保全地域・保存樹林のある地域 鉄道、軌道、索道および道路のうち市長が特に指定する地域等 その他市長が良好な景観もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止するため特に必要があると認める地域または場所 （第1種～第3種地域の範囲を除く）</p>	
<p><b>第5種地域</b></p>	<p>鉄道の境界線から100m以内 指定道路（一般国道、県道草津伊賀線、彦根八日市甲西線の一部）の道路境界から30m以内 （第1種地域から第4種地域までの区域を除く）</p>	
<p><b>第6種地域</b></p>	<p>鉄道の境界線から100m以上500m以内 指定道路（一般国道、県道草津伊賀線、彦根八日市甲西線の一部）の道路境界から30m以上500m以内 （第1種地域から第5種地域までの区域を除く）</p>	
<p><b>第7種地域</b></p>	<p>第1種～第6種地域、第8種地域以外の地域（都市計画区域内）</p>	
<p><b>第8種地域</b></p>	<p>第1・2種低層住居専用地域以外（第1種中高層住居専用地域等）の住居系用途地域 （第1種地域から第6種地域までの区域を除く）</p>	

## 2. 許可の基準

地域ごとの許可基準の主な内容は次の通りです。

<屋外広告物の設置の可否について（簡易判定表）>

○：設置可（原則許可が必要です。） ×：設置不可 △：一部掲出不可

広告物	自家用 広告物	非自家用広告物			適用除外 広告物
		野立 広告物	屋上広告物 壁面広告物 突出広告物	電柱広告物	
地域	自己の氏名、名称、店名、商標、事業または営業の内容を表示するため自己の住所、事業所、営業所または作業場に表示するもの 	「自家用広告物」、「適用除外広告物」以外の屋外広告物 			「法令の規定により表示するもの」などの条例の規定から一部除外されている広告物
第1種地域	○ ※総面積5㎡以下は許可不要	○			○ すべて許可不要
第2種地域	○	×			
第3種地域	○ ※総面積3㎡以下は許可申請不要	○			
第4種地域	○ ※総面積5㎡以下は許可不要	※表示面の40%以上を地図や矢印、案内内容に用いた「道標・案内図板」以外は掲出できません。			
第5種地域	○ ※総面積10㎡以下は許可不要	○	○	※表示面の40%以上を地図や矢印、案内内容に用いた「道標・案内図板」以外は掲出できません。	
第6種地域	○	○			
第7種地域	○	○			
第8種地域	○	○			
禁止物件	×	×	×	×	△
禁止広告物	×	×	×	×	×

※ 総面積とは、営業を行う一段の土地の中に掲出されるすべての屋外広告物の合計面積を指します。

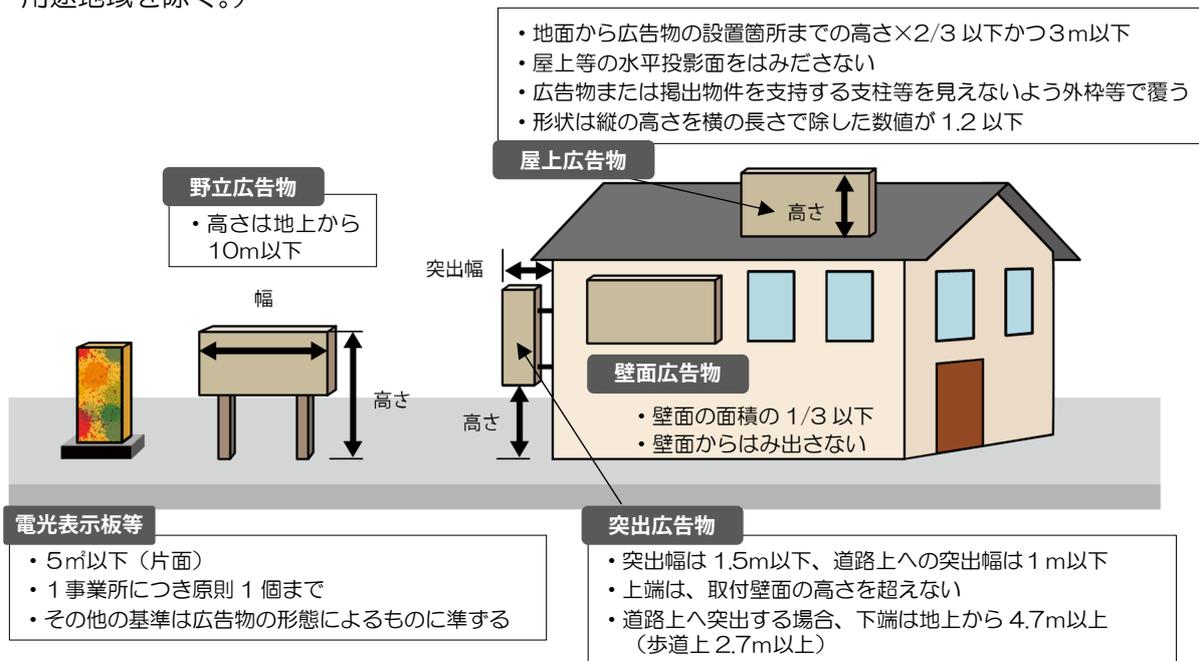
<地域区分ごとの基準（概要）>

① 第1種地域

良好な景観形成を図るため、特に必要がある国道1号沿道の重点地区（景観計画）のうち、国道1号（石部大橋交差点から栗東市境までの間を除く）の道路中心線から両側100mの範囲を指定します。（岩根地区地区計画の範囲を除く）

■自家用広告物（合計が5㎡以下の場合は許可不要）

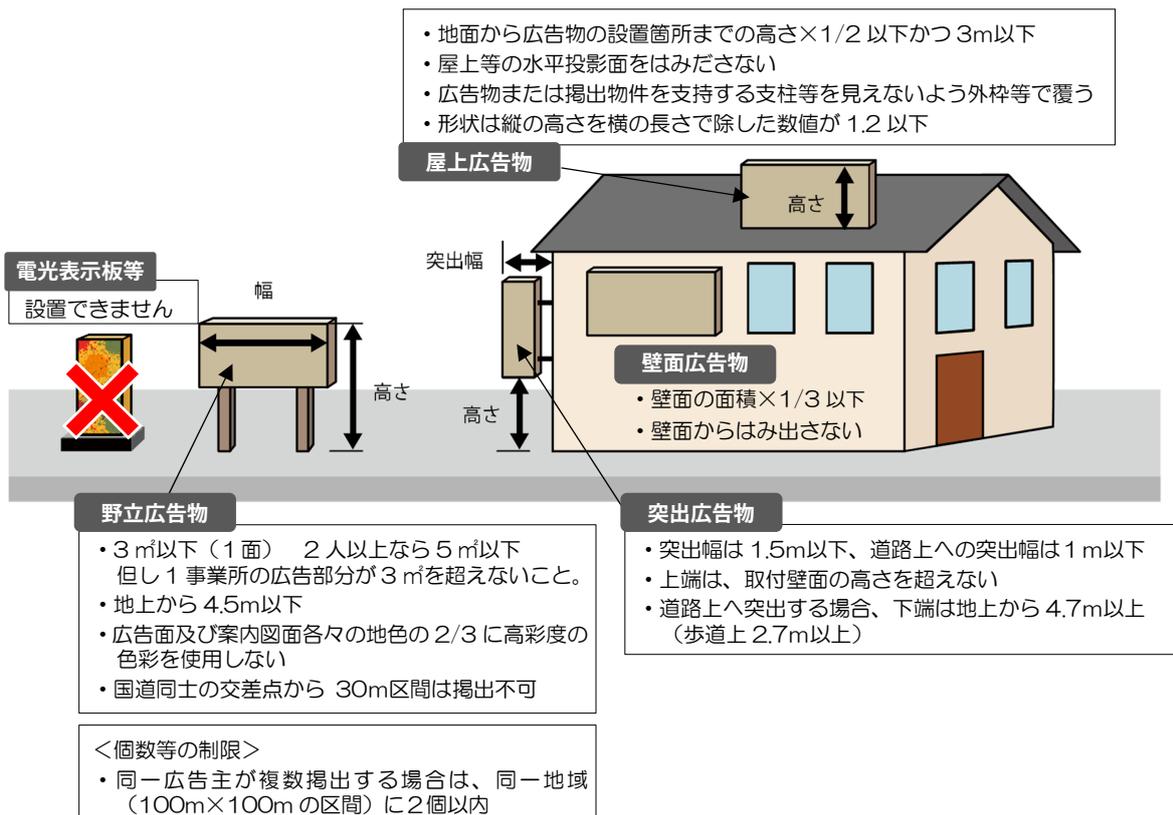
自家用広告物の表示面積の合計は、15㎡以下とします。（ただし、都市計画法第8条に基づく用途地域を除く。）



■非自家用広告物

非自家用広告物は設置できません。ただし、道標・案内図板は設置できます。

「個数等」の制限は広告物の形態を問わず、かかります。

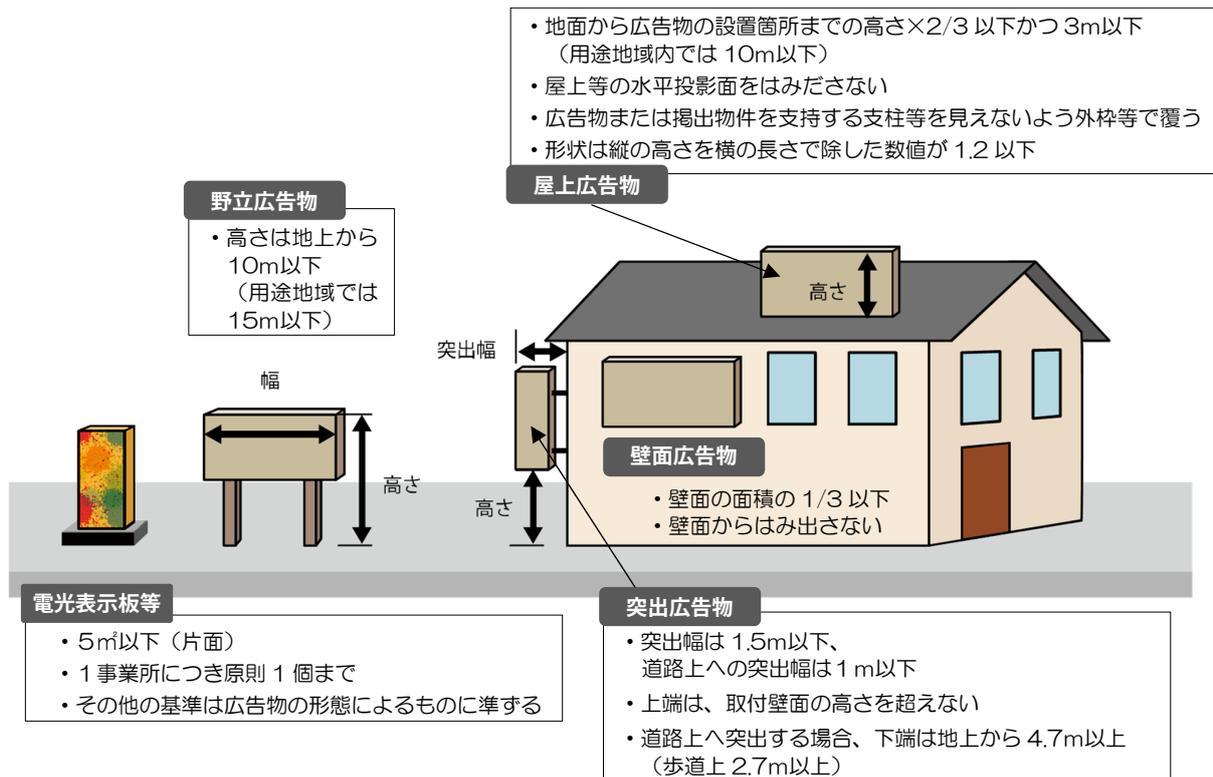


## ② 第2種地域

湖南省景観計画に定める重点地区野洲川及び国道1号周辺地区から第1種地域を除いた地域を指定します。

### ■自家用広告物（合計が5㎡以下の場合は許可不要）

自家用広告物の表示面積の合計は、15㎡以下とします（ただし、都市計画法第8条に基づく用途地域を除く）。



### ■非自家用広告物

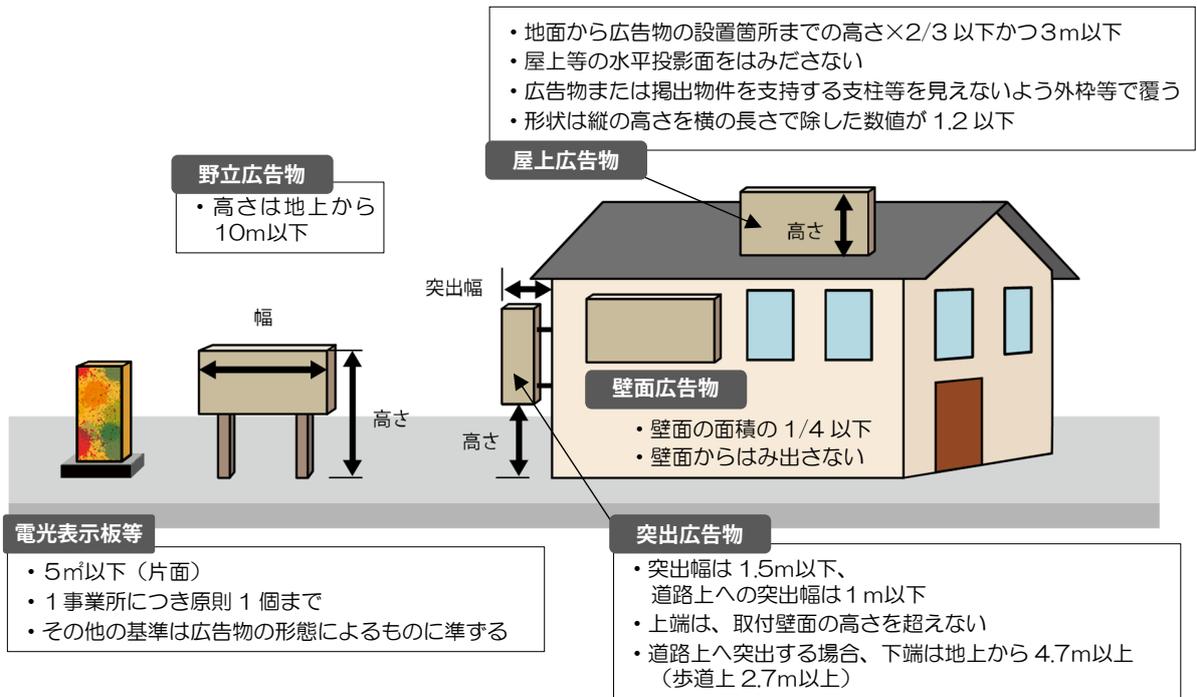
非自家用広告物は設置できません。

### ③ 第3種地域

湖南三山（長寿寺・常楽寺・善水寺）の国宝のうち、最も主要な建築物の中心から半径500mの地域と旧東海道の道路境界から両側25mの地域を指定します。（ただし常楽寺周辺については、都市計画法の規定により定められた工業地域の区域を除く）

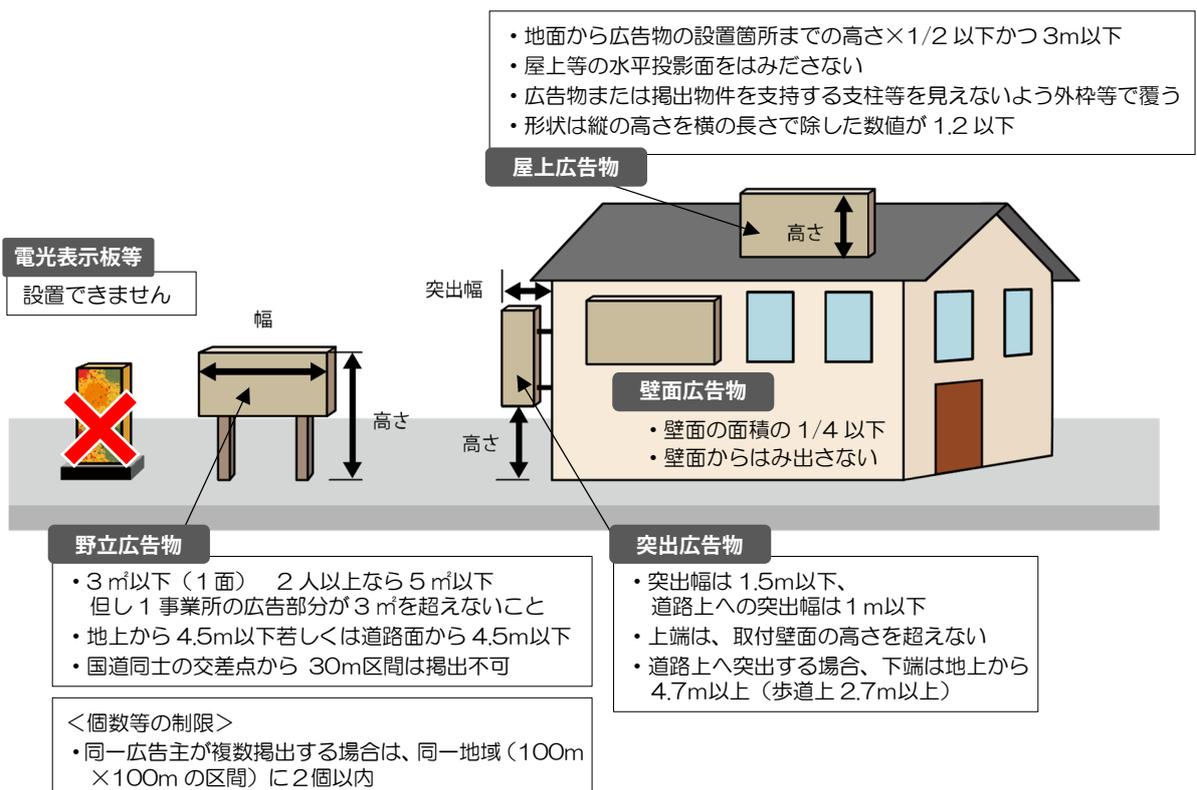
#### ■自家用広告物（合計が3㎡以下の場合には許可不要）

自家用広告物の表示面積の合計は、10㎡以下とします。（ただし、市道五軒茶屋線および市道西線の範囲内で市長が別に定める区域を除く）



#### ■非自家用広告物

非自家用広告物は設置できません。ただし、道標・案内図板は設置できます。「個数等」の制限は広告物の形態を問わず、かかります。

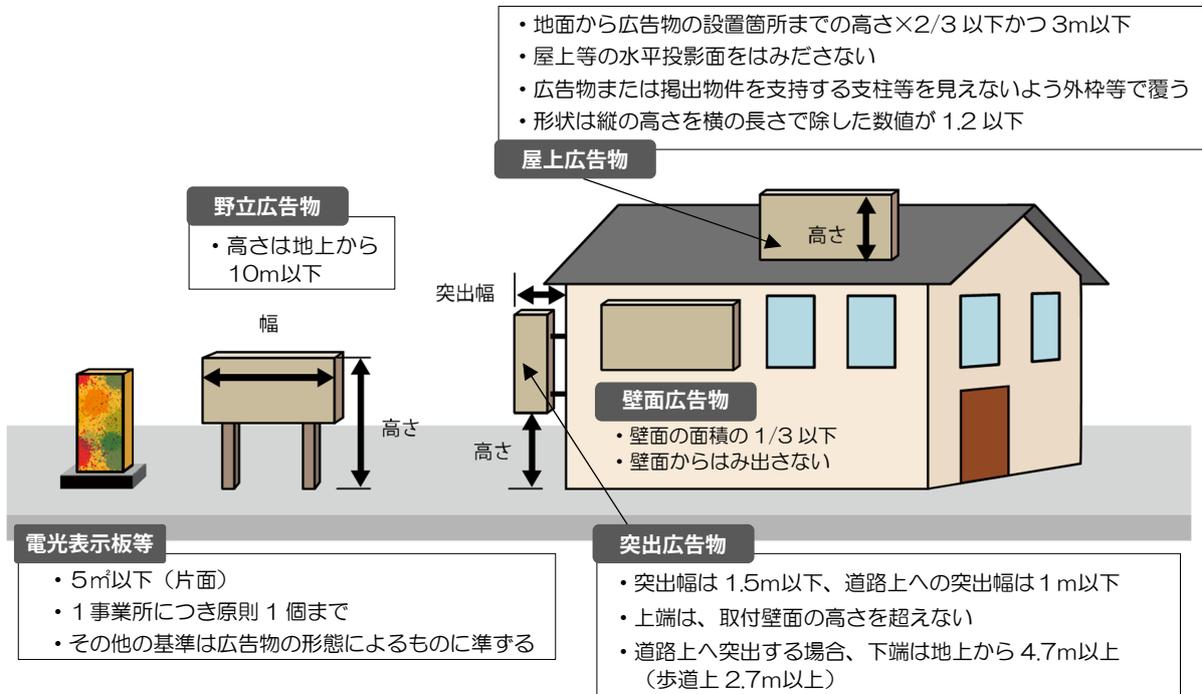


## ④ 第4種地域

第1種・2種低層住居専用地域をはじめ、良好な住宅地や豊かな自然や文化が息づく区域を指定します。

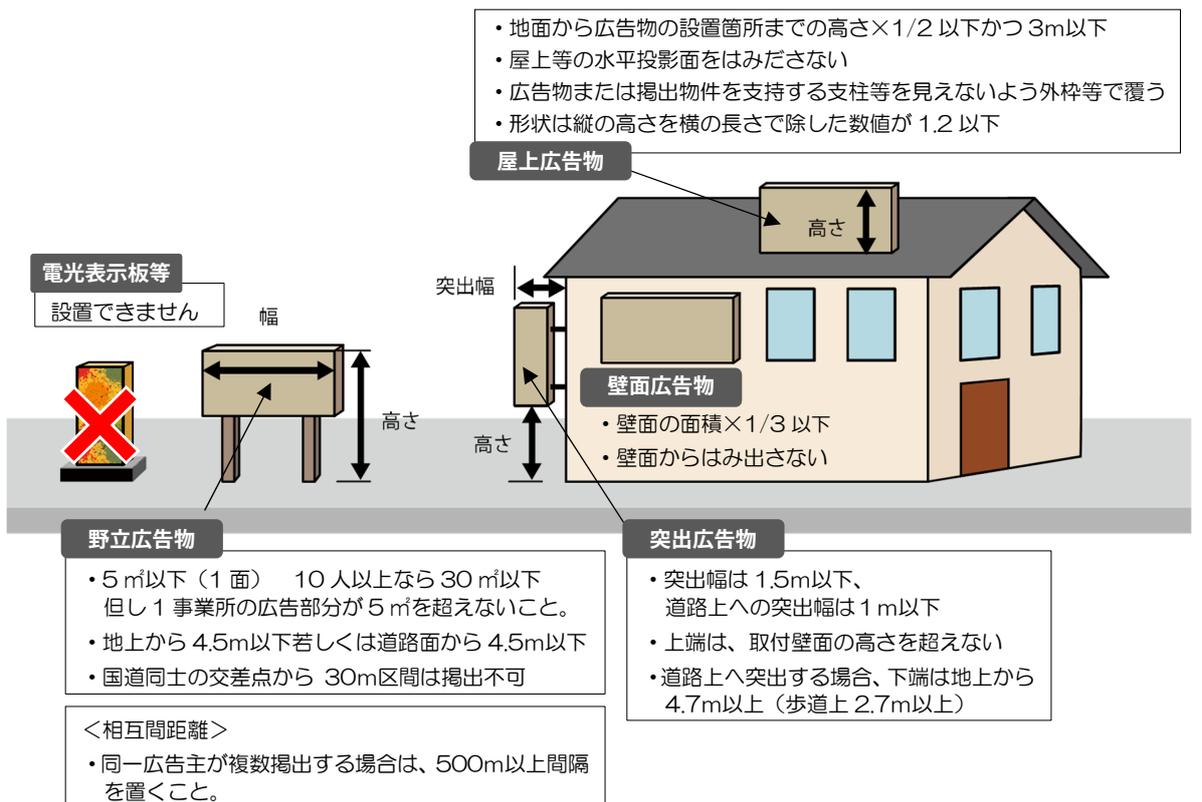
### ■自家用広告物（合計が5㎡以下の場合には許可不要）

自家用広告物の表示面積の合計は、15㎡以下とします。



### ■非自家用広告物

非自家用広告物は設置できません。ただし、道標・案内図板は設置できます。「個数等」の制限は広告物の形態を問わず、かかります。

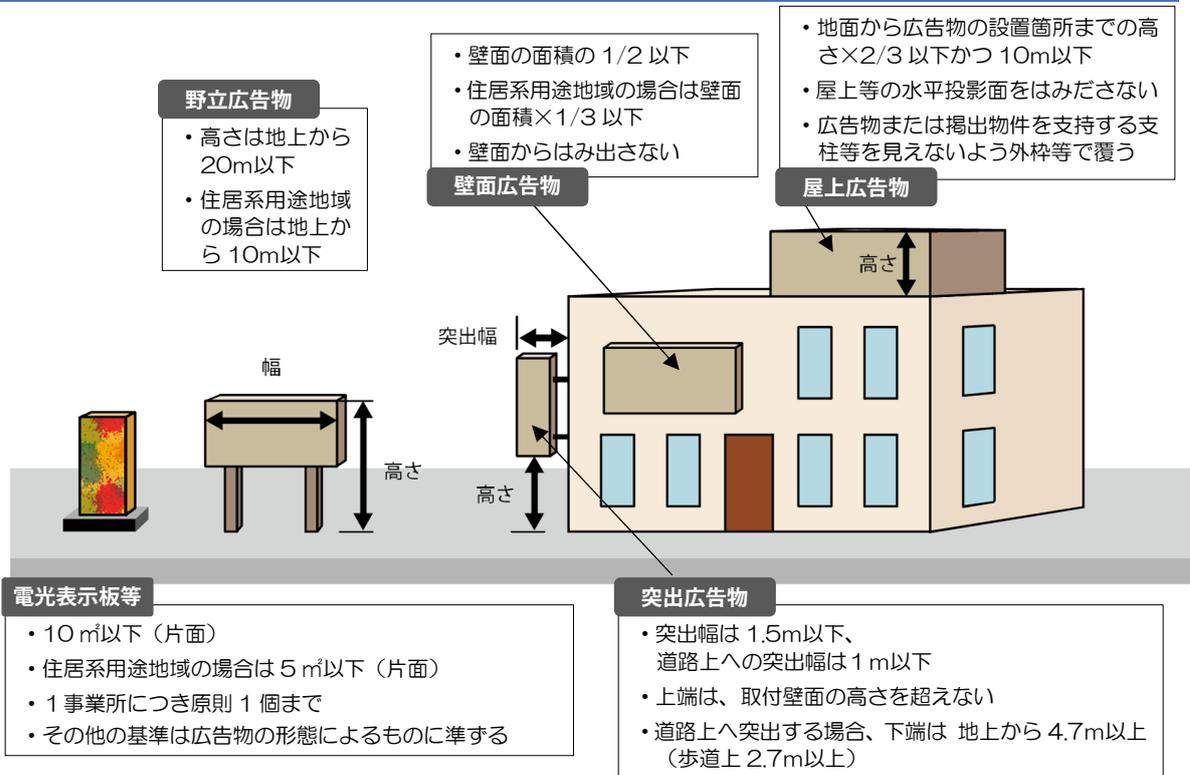


## ⑤ 第5種地域

鉄道の境界線から 100m以内、指定道路（一般国道※、県道草津伊賀線）の道路境界から 30m以内の沿道で、非自家用広告物の乱立が懸念される区域を指定します。（第1種地域から第4種地域までの区域を除く）

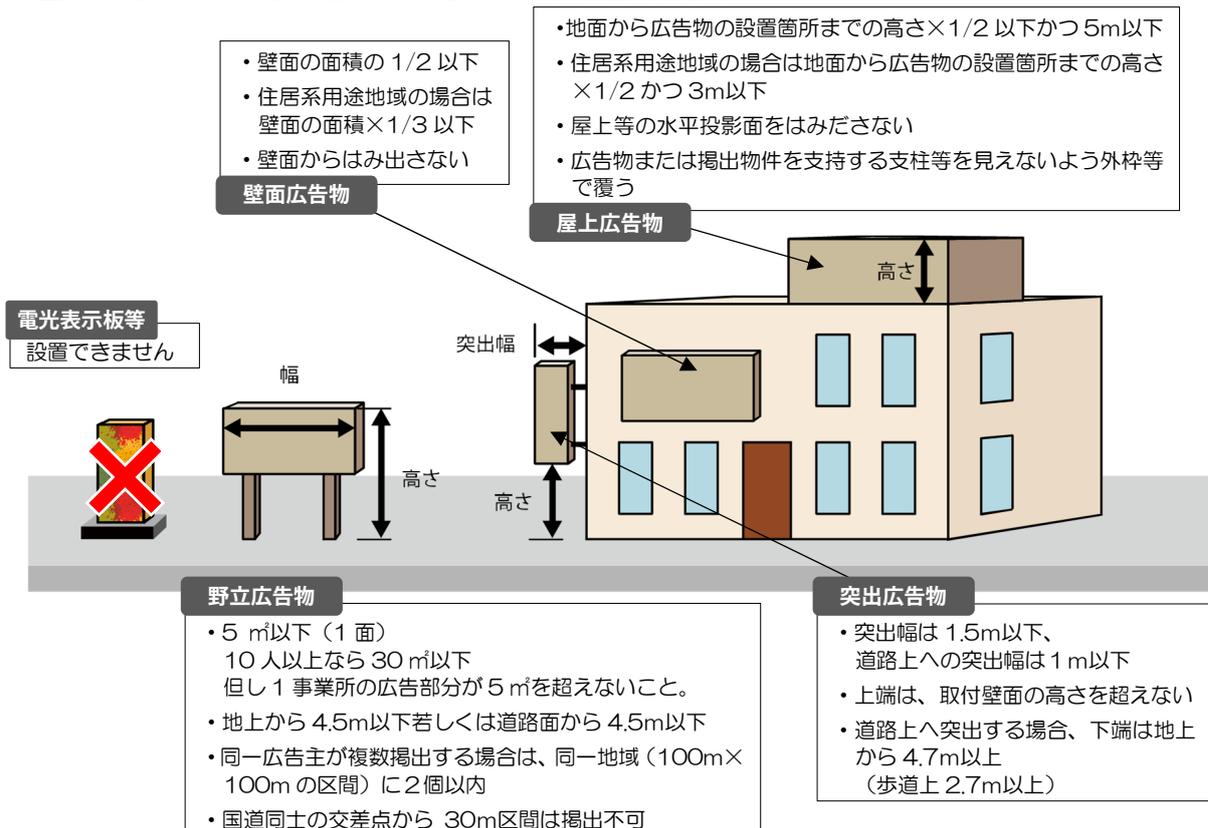
※一般国道：高速自動車国道以外の国道のこと。

### ■自家用広告物（合計が 10 m<sup>2</sup>以下の場合には許可不要）



### ■非自家用広告物

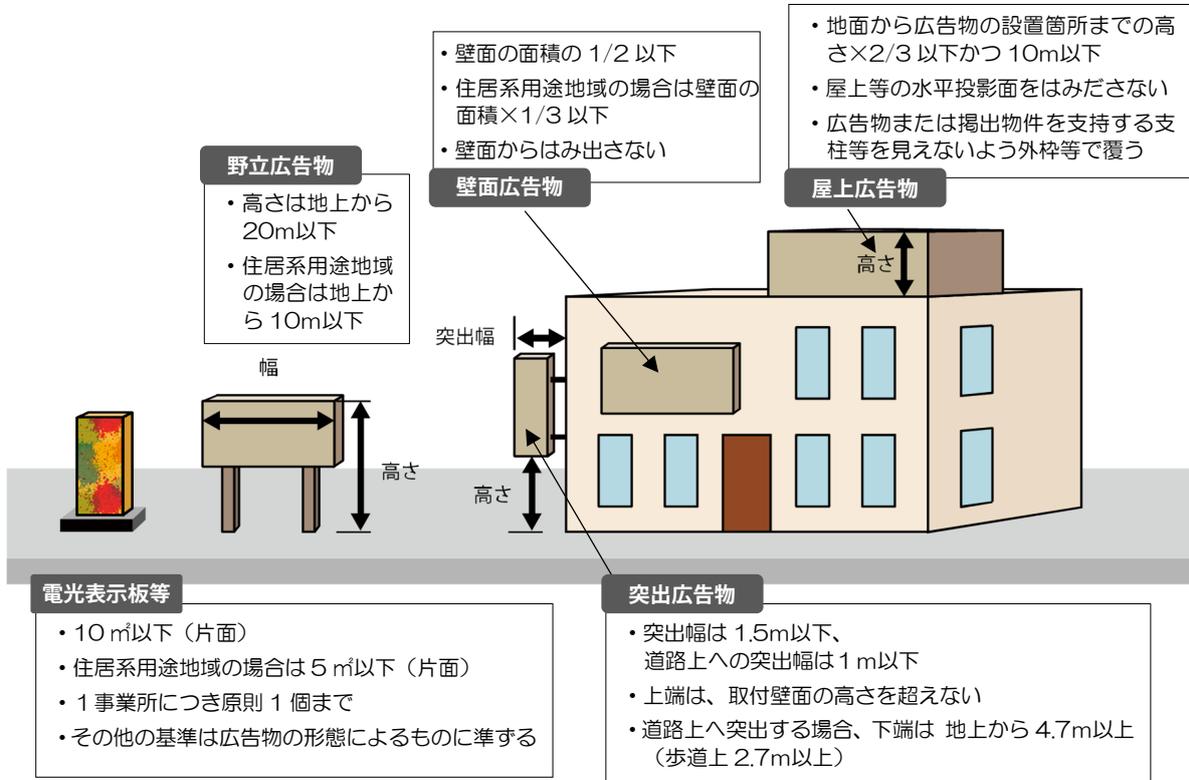
野立広告物に関しては、道標・案内図板のみ設置できます。



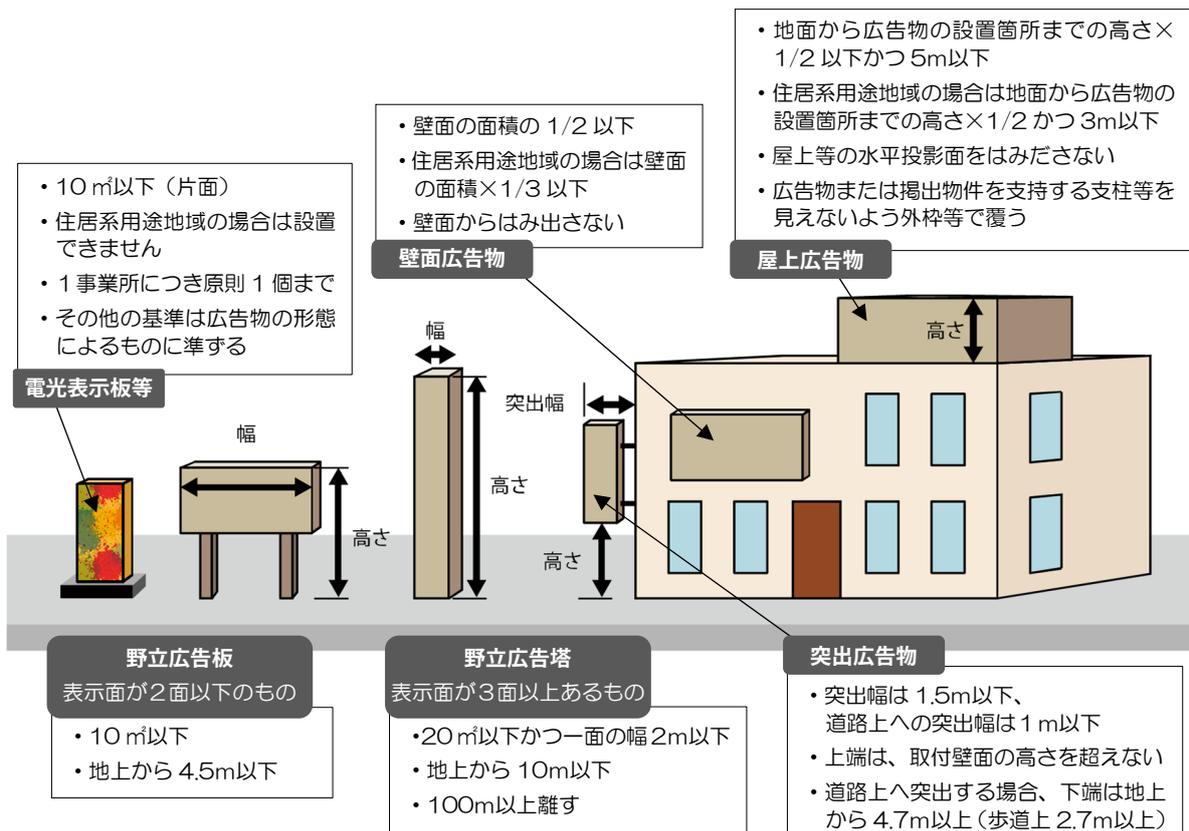
## ⑥ 第6種地域

鉄道の境界線から100m以上500m以内、指定道路（一般国道、県道草津伊賀線）から30m以上500m以内の区域を指定します。（第1種地域から第5種地域までの区域を除く）

### ■ 自家用広告物（合計が10㎡以下の場合には許可不要）



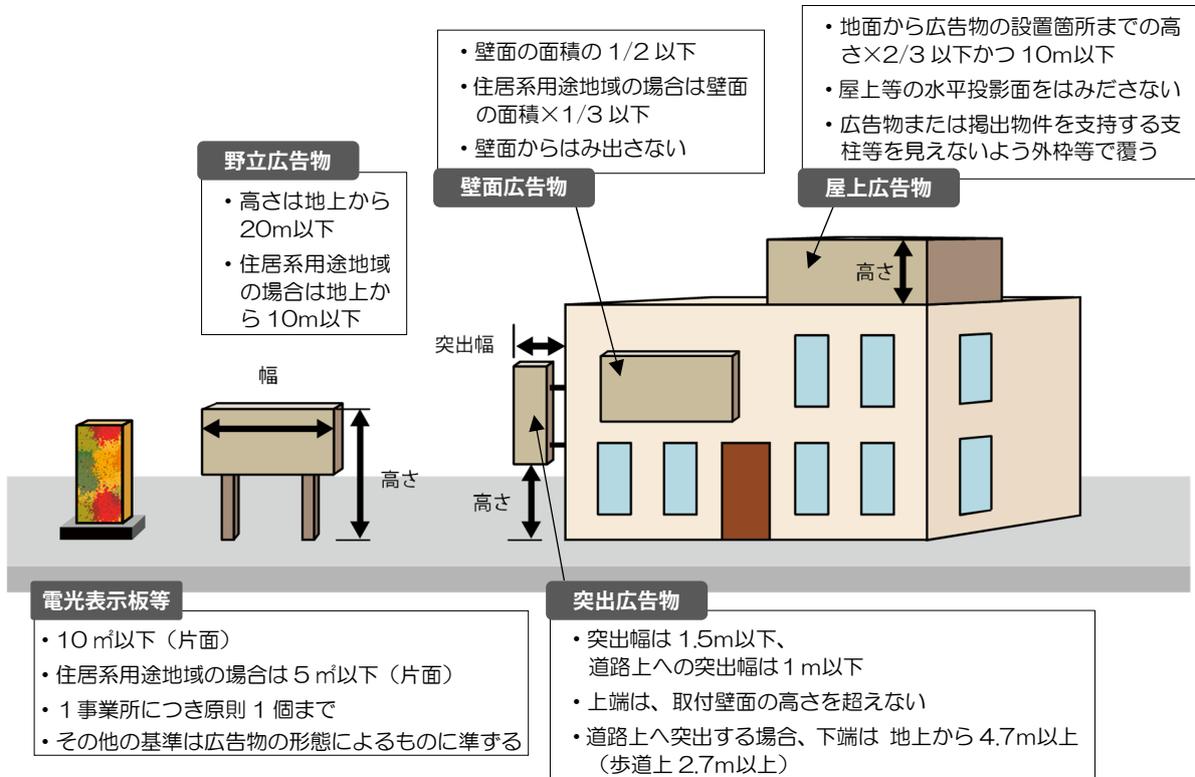
### ■ 非自家用広告物



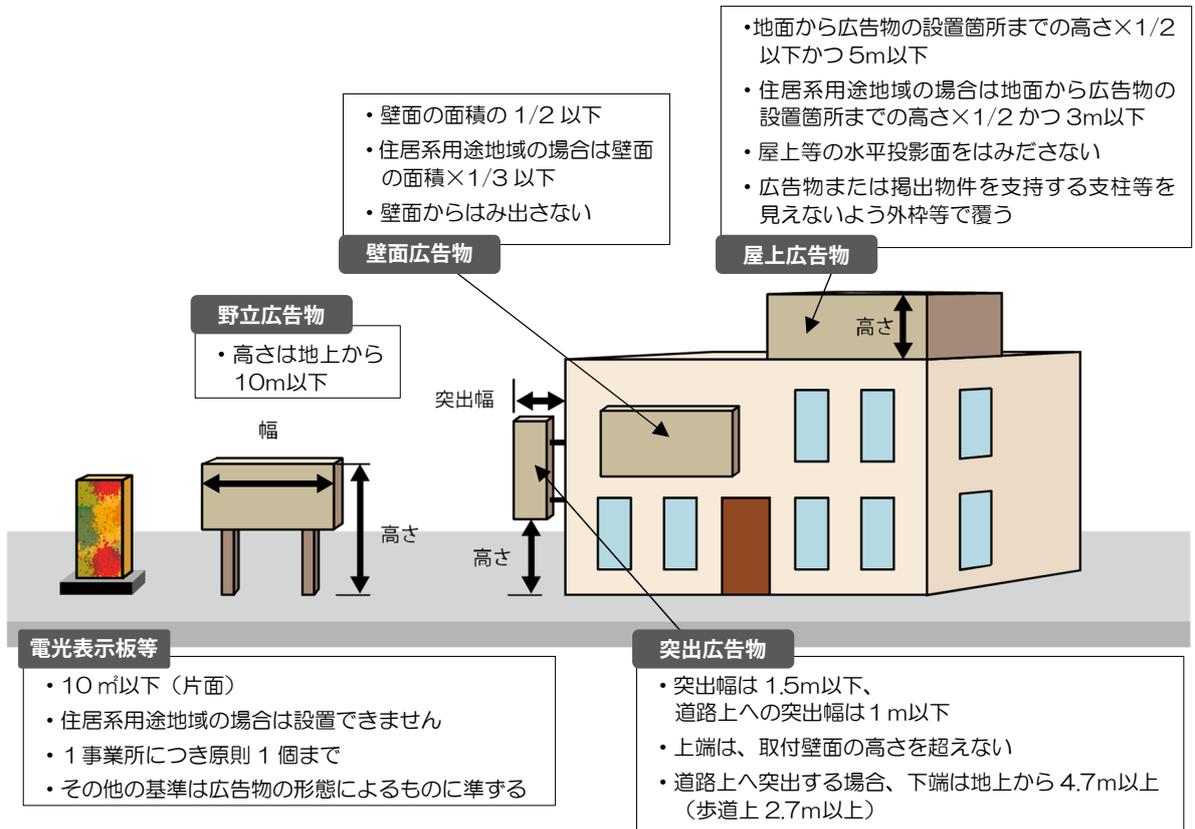
## ⑦ 第7種地域

第1種～第6種地域、第8種地域以外の地域を指定します。

### ■自家用広告物（合計が10㎡以下の場合は許可不要）



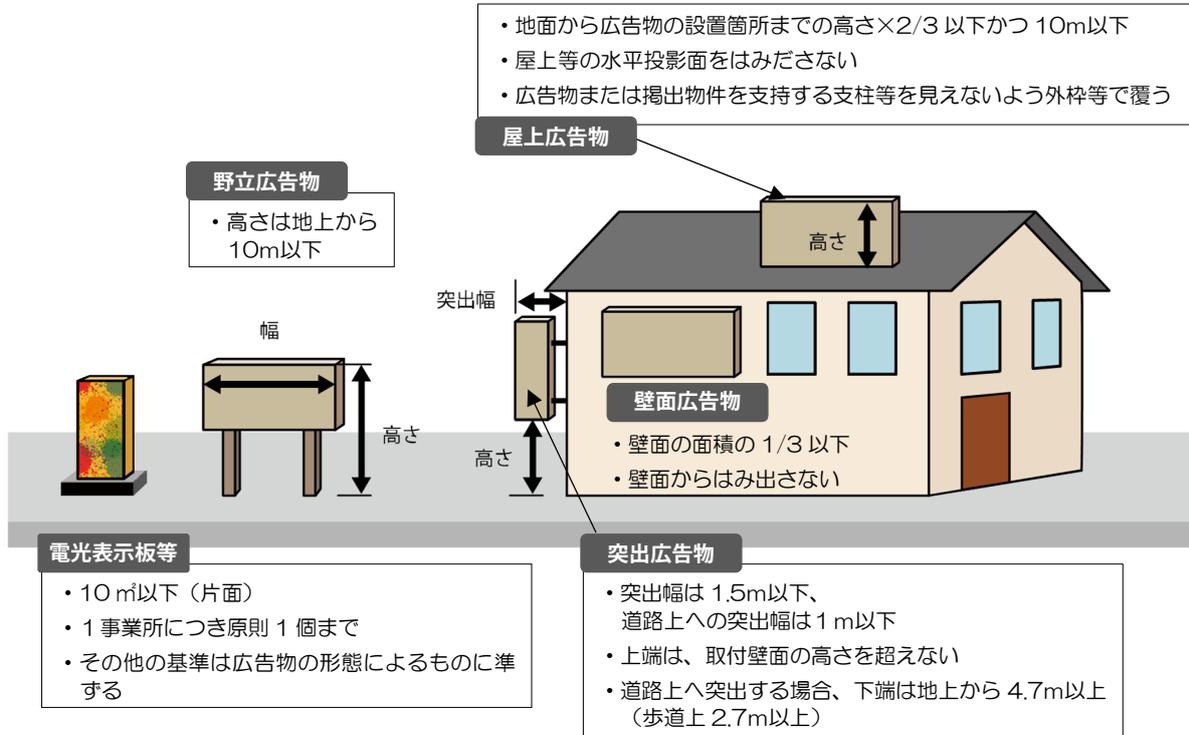
### ■非自家用広告物



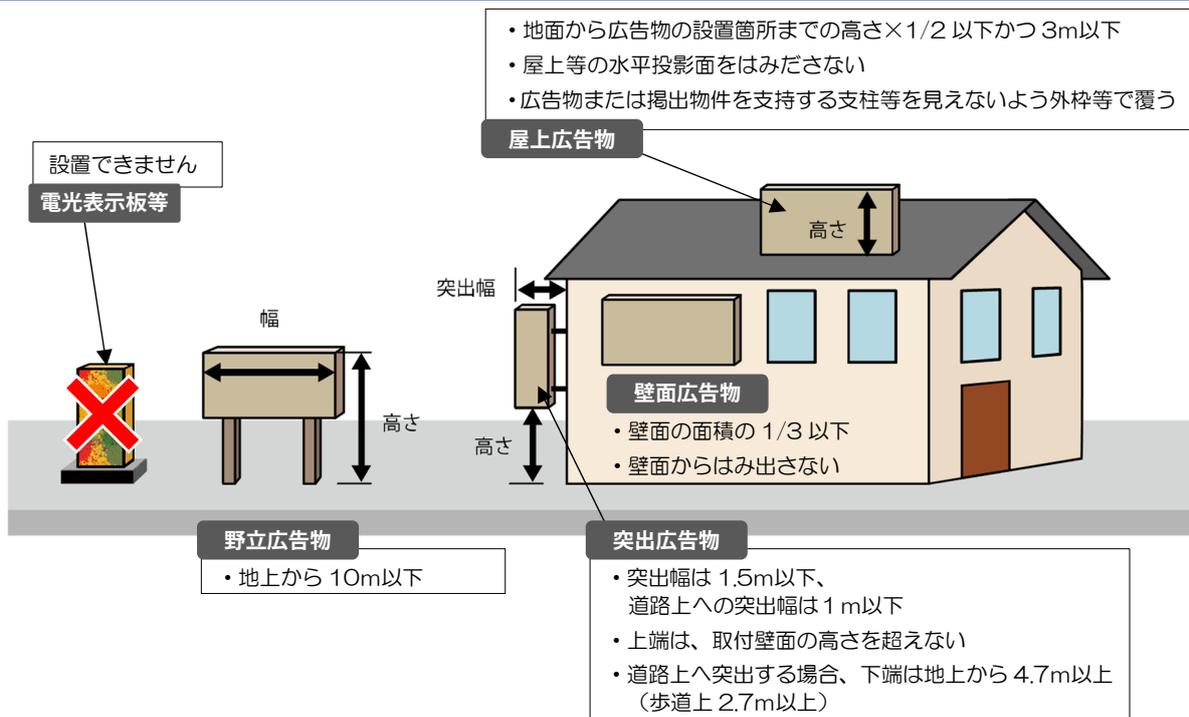
## ⑧ 第8種地域

都市計画法に基づく、第1・2種低層住居専用地域以外の住居系用途地域（第1種中高層住居専用地域等）の地域を指定します。（第1種地域から第6種地域までの区域を除く）

### ■自家用広告物（合計が10㎡以下の場合には許可不要）



### ■非自家用広告物



## その他の広告物

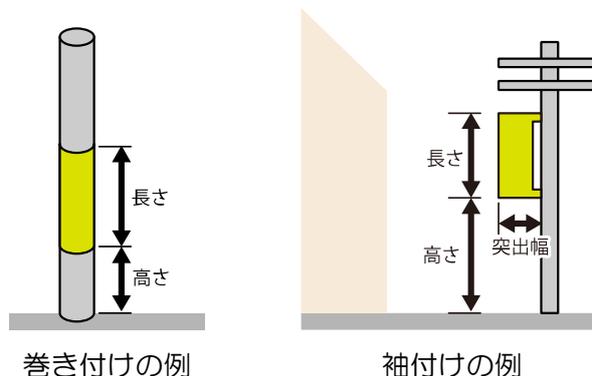
### ■ 電柱の類を利用する広告物

#### ■ 自家用広告物

- ・ 巻き付けにする広告物については、下端の高さは地上から 1.2 メートル以上で、長さは 1.8 メートル以下であること。
- ・ 袖付けにする広告物については、下端の高さは歩道上にあっては地上から 2.7 メートル以上、車道上にあっては地上から 4.7 メートル以上で、長さは 1.5 メートル以下、突出幅は 0.9 メートル以下であること。ただし、表示面積は 1.2 平方メートル以下であること。
- ・ 袖付けにする広告物は、原則として歩道または民地側へ向けて設置するものであること。
- ・ 広告物の個数は、1 柱につき巻き付けにする広告物 1 巻きと袖付けにする広告物 1 個以内であること。
- ・ 電光表示板等でないこと。

#### ■ 非自家用広告物

- ・ 巻き付けにする広告物については、下端の高さは地上から 1.2 メートル以上で、長さは 1.8 メートル以下であること。
- ・ 袖付けにする広告物については、下端の高さは歩道上にあっては地上から 2.7 メートル以上、車道上にあっては地上から 4.7 メートル以上で、長さは 1.5 メートル以下、突出幅は 0.9 メートル以下であること。ただし、表示面積は 1.2 平方メートル以下であること。
- ・ 袖付けにする広告物は、原則として歩道または民地側へ向けて設置するものであること。
- ・ 広告物の個数は、1 柱につき巻き付けにする広告物 1 巻きと袖付けにする広告物 1 個以内であること。
- ・ 第4種地域においては、同一広告主が複数掲出する場合は、相互間距離を 500m以上とすること。
- ・ 第1種、第3種地域においては、同一広告主が複数掲出する場合は、同一地域（100m×100mの区間）に2個以内とすること。
- ・ 第1種、第3種、第4種地域においては、道標・案内図板であること。
- ・ 第2種地域においては、設置できません。



### ■ その他の広告物

広告物の種類	規格等
立看板、広告旗、はり紙、はり札、アーチ広告物、広告幕、アドバルーンおよびぼんぼり	一般基準を適用する。

### 3. 適用除外広告物（第10条関係）

#### （1）適用除外広告物

法に基づくものや日常生活や経済活動を行っていく上で最小限必要な広告物には、条例の規制を受けずに表示できるもの（適用除外）があります。この場合も全ての規制を受けないものではなく、広告物の種類や規模等により、どの規定が適用されないかが変わります。

**<地域まちづくり協議会など、市長が定める公共的団体が、公共的目的をもって表示する広告物\*等については、許可の申請は不要ですが、「届出」が必要です。>**

※公共的目的をもって表示する広告物：地域の歴史に関する解説板など、公共公益性が高いと考えられる広告物をいいます。

	広告物の種類	手続き	基準等
(1) 法に基づき設置される、許可申請不要の広告物 (第1項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令の規定により表示する広告物等</li> <li>※史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板（文化財保護法）・道路標識（道路法）・一定規模以上の建築物の建築等を行う場合の建築確認の表示（建築基準法）・建設工事の現場等への標識の掲示（建設業法）等</li> </ul>	不要	※禁止物件に対しても掲出可能
(2) 「禁止物件」であっても設置できる、許可申請不要の広告物 (第1項)	① 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等	不要	※禁止物件に対しても掲出可能
	② 非常災害その他緊急の必要がある場合に表示する広告物等	不要	※禁止物件に対しても掲出可能
	③ 景観法に規定する景観重要建造物に表示する、良好な景観を形成している広告物等	不要	※禁止物件に対しても掲出可能
	④ 送電用鉄塔、送受信塔および照明塔、煙突およびガスタンク、水道タンクその他のタンクの類に表示する自家用の広告物等	不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>表示面積の合計5㎡以下</li> <li>※禁止物件に対しても掲出可能</li> </ul>
	⑤ 上記以外で、その所有者または管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物等	不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>表示面積の合計5㎡以下</li> <li>※禁止物件に対しても掲出可能</li> </ul>
	⑥ ④、⑤以外で、煙突およびガスタンク、水道タンクその他のタンクの類に表示する広告物で周囲の景観と調和し、かつ、宣伝の用に供されるものでないもの	不要	
	⑦ くず箱、ベンチ等公共のために寄贈した物件にその寄贈者が添加する広告物	不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>表示方向から見た場合における当該物件の外郭線を1平面とみなしたものの大きさの5分の1以下</li> <li>※禁止物件に対しても掲出可能</li> </ul>
(3) 許可申請不要の広告物 (第2項)	① 自己の氏名、名称、店名もしくは商標または自己の事業もしくは営業の内容を表示するため自己の住所または事業所、営業所もしくは作業場に表示する広告物等	不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1種・第2種・第4種地域→表示面積の合計5㎡以下</li> <li>第3種地域→表示面積の合計3㎡以下</li> <li>第5種・第6種・第7種・第8種地域→10㎡以下</li> </ul>
	② 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地または物件に管理上の必要に基づき表示する広告物等	不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>1面の表示面積が5㎡以下</li> </ul>
	③ 冠婚葬祭または祭礼等のため慣例上一時的に表示する広告物等	不要	
	④ 講演会、講習会、展覧会、音楽会その他の催物のため、当該開催期間中その会場の敷地内に表示する広告物等	不要	

広告物の種類		手続き	基準等
(3) 許可申請不要の 広告物 (第2項)	⑤ 建設工事期間中に表示される広告物や工事現場の板塀・仮囲い等に表示される広告物	不要	・周囲の景観と調和し、かつ、宣伝用でないもの
	⑥ 人、動物または車両、船舶等移動するものに表示する広告物	不要	
	⑦ 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物	不要	
	⑧ 政治資金規正法第6条第1項の届出を行った政治団体が表示する簡易な広告物等	不要	・はり紙またははり札→表示面積1㎡以下 ・立看板→1面の表示面積が2㎡以下、地上からの高さ2m以下 ・広告旗→1面の表示面積2㎡以下、脚を含めた高さ3m以下 ・表示面の背景色に高彩度の色および蛍光または発光を伴う塗料または材料を用いない ・表示者名または管理者名および連絡先を明示 ・表示する場所等の管理者の承諾を得る
	⑨ 表示または設置の日から30日以内に自ら除却する旨ならびに責任者の住所、氏名および連絡先を明示して表示する広告物等	不要	
(4) 許可申請は不要だが、市長への通知が必要な広告物 (第3項)	・国または地方公共団体が表示する広告物またはその掲出物件	通知	※禁止物件に対しても掲出可能
(5) 許可申請は不要だが、市長への届け出が必要な広告物 (第4項)	・市長が別に定める公共的団体が公共的目的をもって表示する広告物等	届出	※禁止物件に対しても掲出可能 <市長が定める公共的団体> ・区、自治会、地域まちづくり協議会その他これらに類する住民が組織する団体 ・PTA・青少年教育団体共済法に規定する団体 ・共同募金会その他社会福祉事業を行うことを目的とする団体 ・その他市長が指定する団体

## (2) その他、運用上の規定

- 古くからある石碑・モニュメント等については、原則として適用除外とします。

新規に石碑、モニュメント等を設ける場合には、屋外広告物条例に従って適切な許可の申請または届出を求めるものとします。

- 禁止物件である照明柱に公共的目的を持って設置された広告物のうち、既存のものについては、公共のために寄贈した物件にその寄贈者が添加する広告物として運用します。(第1項第8号)

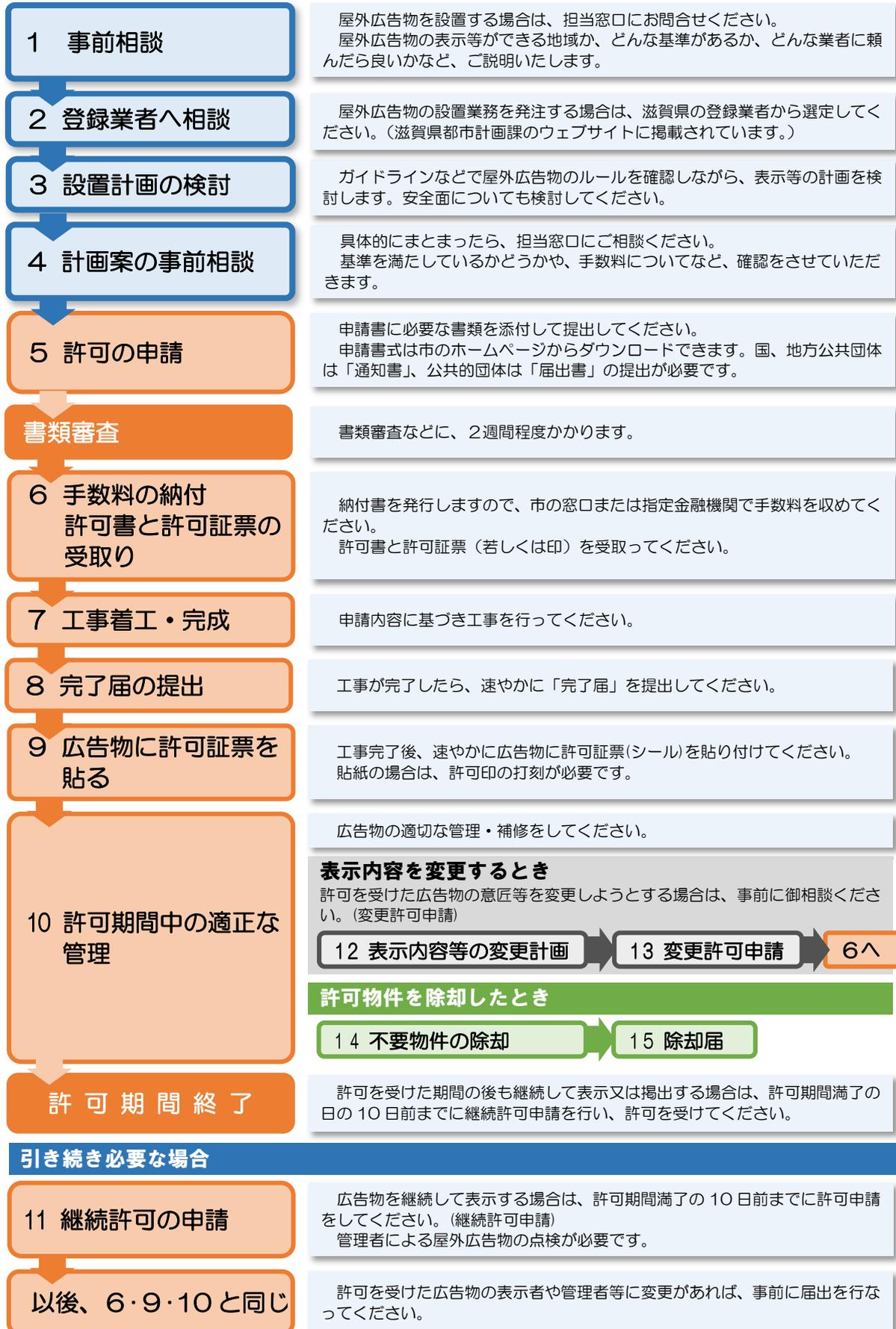
新規に照明柱等に広告物を設ける場合は、屋外広告物条例に従って適切な許可の申請または届出を求めるものとします。



# 第4章 許可申請の手続き

## 1. 申請の流れ

広告物を表示するには、次のような手続きが必要です。



計画段階

審査段階

工事段階

## 2. 許可の期間および手数料

広告物の区分ごとに、許可の期間および手数料を定めています。

区分(面積)		単位	手数料(1年以内、1件)	許可期間
看板、広告板 および広告塔 (これらに類 するネオン類 照明広告を含 む。)ならびに これらを掲出 する物件	1㎡未満	1個	440円	3年以内
	1㎡以上2㎡未満	1個	830円	
	2㎡以上5㎡未満	1個	1,060円	
	5㎡以上10㎡未満	1個	2,130円	
	10㎡以上15㎡未満	1個	3,100円	
	15㎡以上20㎡未満	1個	4,160円	
	20㎡以上25㎡未満	1個	5,220円	
	25㎡以上30㎡未満	1個	6,280円	
	30㎡以上35㎡未満	1個	7,340円	
	35㎡以上40㎡未満	1個	8,400円	
	40㎡以上45㎡未満	1個	9,460円	
	45㎡以上50㎡未満	1個	10,520円	
	50㎡以上55㎡未満	1個	11,580円	
	55㎡以上60㎡未満	1個	12,640円	
	60㎡以上65㎡未満	1個	13,700円	
	65㎡以上70㎡未満	1個	14,760円	
	70㎡以上75㎡未満	1個	15,820円	
	75㎡以上80㎡未満	1個	16,880円	
	80㎡以上85㎡未満	1個	17,940円	
	85㎡以上90㎡未満	1個	19,000円	
90㎡以上95㎡未満	1個	20,060円		
95㎡以上100㎡未満	1個	21,120円		
100㎡以上のもの	1個	3,100円に10㎡を 超える部分の面積が5 ㎡増すごとに1,060 円を加算した額		
立看板および広告旗	1個	250円	6月以内	
はり紙(つり下げるものを含む。以下この表 において同じ)	100枚	420円	2月以内	
はり札(面積0.15㎡未満のもの)	1枚	90円	1年以内	
電柱および街灯柱広告物ならびにこれらに 類するもの	1件	420円	1年以内	
アーチ広告物	1個	4,170円	3年以内	
広告幕	1枚	420円	2月以内	
アドバルーン	1個	1,060円	1月以内	
ぼんぼり	1個	90円	2月以内	

### 備考

- 屋外広告物の表示および掲出物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなして手数料を徴収します。
- 屋外広告物の許可期間が1年を超える場合の許可手数料は、この表に定める額の2倍になります(例えば、許可期間3年の申請をする場合など)。
- はり紙の単位については、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算します。
- 本表に定めのない屋外広告物については、本表の最も類似した区分に該当するものとして適用します。
- 申請手数料は、湖南市の発行する納付書で納めてください。

### 3. その他の関係法令

屋外広告物を掲出するにあたっては、屋外広告物条例のほかに必要な関係法令の手続きが必要です。

<屋外広告物に関する関係法令の等>

事 項	必要な許可等の種類（根拠法令）		お問い合わせ先
高さが4mを超える屋外広告物を設置する場合	建築基準法	工作物の建築確認申請が必要です。	・ 特定行政庁 (甲賀土木事務所)
突出看板等、道路上および道路上空に掲出する場合	道路法	道路占用の許可が必要です。	・ 国道事務所（主要国道） ・ 甲賀土木事務所 (県道、一部国道) ・ 湖南市土木建設課（市道）
突出看板等を道路上空へ掲出する場合、道路上で工事または作業する場合	道路交通法	道路使用の許可が必要です。	・ 甲賀警察署
アドバルーンを掲出する場合	消防法 湖南広域行政組合火災予防条例	水素ガスを充てんする気球の設置届が必要です。	・ 甲賀広域行政組合湖南中央消防署
設備容量2キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備を設置する場合	消防法 湖南広域行政組合火災予防条例	ネオン管非接尾設置の届出が必要です。	・ 甲賀広域行政組合湖南中央消防署

※ その他、表示する場所や規模によって、湖南市景観条例に基づく届出、風致地区の許可、地区計画の届出等が必要になる場合があります。

<表示内容に関するルール>

#### ●著作権法

絵画やイラスト、写真、文章などには著作権があり、無断で使うことはできません。写真をイラスト化して用いる場合でも発生する場合がありますので、必ず撮影者に了解を得るようにしましょう。

#### ●商標法

事業者のシンボルマークや商品ロゴなどは、申請が認められると10年の保護期間があり、他人が無断で用いることができません。

#### ●特許法・実用新案法

発明を保護した法律で特許権は20年保護されます。また、実用新案権は6年の保護となっています。

#### ●意匠法

ここでいう意匠とは、物品あるいは物品の部分における形状・模様・色彩に関するデザインを指します。

## 4. 管理者

許可を受ける広告物または提出物件は、管理者を定める必要があります。

なお、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく工作物の確認申請を要する屋外広告物（高さが 4m を超えるもの）を表示する場合、次のいずれかの資格等を持つ者を管理者として選任する必要があります。

### <必要資格等>

- ① 登録試験機関の試験合格者（屋外広告士）
- ② 地方公共団体が行う講習会修了者（屋外広告物講習会）
- ③ 職業訓練指導員免許所持者・技能検定合格者
- ④ 職業訓練修了者（広告美術仕上げに係る）

## 5. 管理義務、除却義務（条例第 19 条・第 20 条）

広告物の設置者や管理者、所有者等は、広告物の補修その他の管理を怠らないようにし、広告物を良好な状態に保持しなければなりません。

広告物の設置者や管理者、所有者等は、定期的に安全点検を実施し、落下・倒壊のおそれがある場合は撤去・改修などの適正な措置を実施してください。

### <こんな広告物は、注意してください！>

- ① 設置してから、専門業者に点検してもらったことがない
- ② 広告物の取付部分などに錆びが発生している  
鉄骨やボルト等の錆びの発生は、破損につながります。
- ③ 汚れている  
サビ汁がある場合は、内部劣化の疑いがあります。
- ④ ズレ、欠落がみられる  
板面のズレや取付金具の欠落は、看板落下につながる恐れがあります。
- ⑤ 点灯しない照明がある  
漏電の場合は、火災の恐れがあります。
- ⑥ 弱い風でも、ぐらついている  
落下・倒壊の危険性が高く、早急に対応する必要があります。

また、許可期間が満了したとき、許可が取り消されたとき、または広告物の表示の必要がなくなったときは、その日から 10 日以内に撤去し、除却届出書を提出する必要があります。

## 6. 違反広告物の対策

市では、無許可で広告物を表示した者、許可期限を過ぎても撤去しない者、禁止物件に広告物を表示した者、禁止広告物を表示した者などに対して、適法な状態にするよう行政指導を行っています。

※「禁止広告物」・「禁止物件」については、P10 参照

### <違反広告物に対する処分>

- a. 許可の取り消し（条例第 22 条）
  - ・虚偽の申請により許可を受けた場合などは、許可を取り消すことがあります。
- b. 違反に対する措置（条例第 23 条）
  - ・条例、規則に違反した広告物があるときは、改修移転、除却などの措置が命ぜられることがあります。
- c. 公表（条例第 24 条・第 25 条）
  - ・違反に対する措置に対し、正当な理由なく従わなかったときは、その旨を公表することがあります。
- d. 報告及び立ち入り検査（条例第 29 条）
  - ・広告物について、報告や資料の提出を求めたり、建物及びその敷地に立ち入り検査することがあります。
- e. 罰則（条例第 36 条）
  - ・違反がある場合には 30 万円以下の罰金に処される場合があります。
  - ・違反広告物に対する市長の除却命令に違反した者は、50 万円以下の罰金に処される場合があります。
- f. 簡易除却（法第 7 条第 4 項）
  - ・電柱などに表示されている違反のはり紙、はり札、広告旗、立看板等は、事前に通告なく除却します。

また、違反広告物を強制的に撤去する場合があります。特に、条例に違反して掲出されているはり紙、はり札、広告旗および立看板等については、事前の通告なく撤去することがあります。

※屋外広告物法第 7 条第 4 項に定める「簡易除却」制度に基づき実施します。

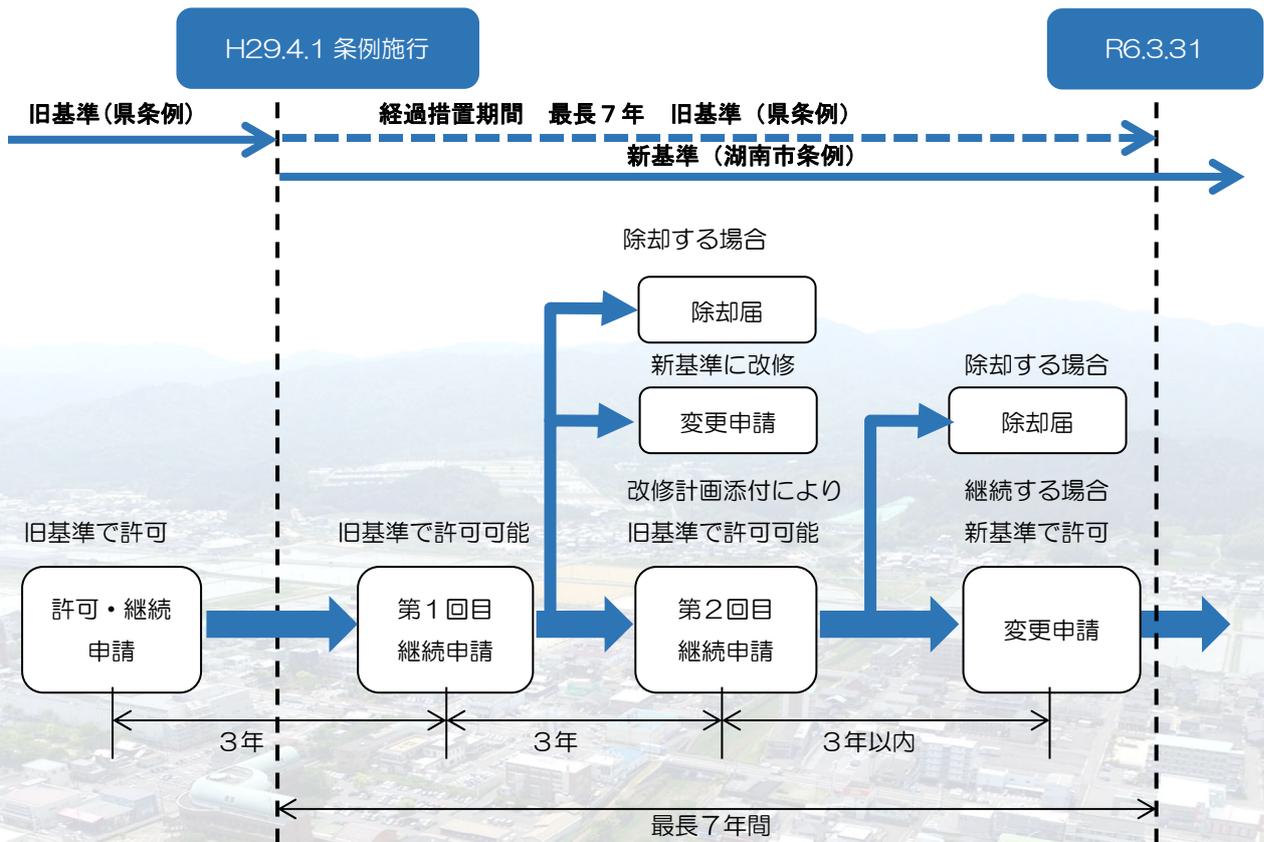
なお、屋外広告業の登録に関する罰則は、滋賀県屋外広告物条例で定められています。

## 7. 経過措置

湖南省屋外広告物条例の施行前において適法に掲出されていた屋外広告物のうち、市条例の施行に伴って基準に適合しなくなるものについては、原則として、市条例施行後3年以内限り、滋賀県屋外広告物条例の許可基準により引き続き許可を受けることができます。

なお、この許可期間終了までに市条例の許可基準に適合するための改修や除却等を行う計画書が提出され、相当と認められた場合に限り市条例施行日から最長7年を限度として広告物を表示等することができる経過期間を設けています。

ただし、湖南省景観計画において、自家用以外の屋外広告物の掲示に際しての努力基準が設けられている「国道1号沿道（道路中心線から100mの範囲）」については、経過措置期間はありません。



湖南省屋外広告物ガイドライン

改訂

発行：令和8年4月

湖南省 都市建設部 都市政策課

所在地／〒520-3288

湖南省中央一丁目1番地

電話番号／0748-72-1290（代表）

F A X／0748-72-7964